

No. 3675

刑 政

刑務協會發行

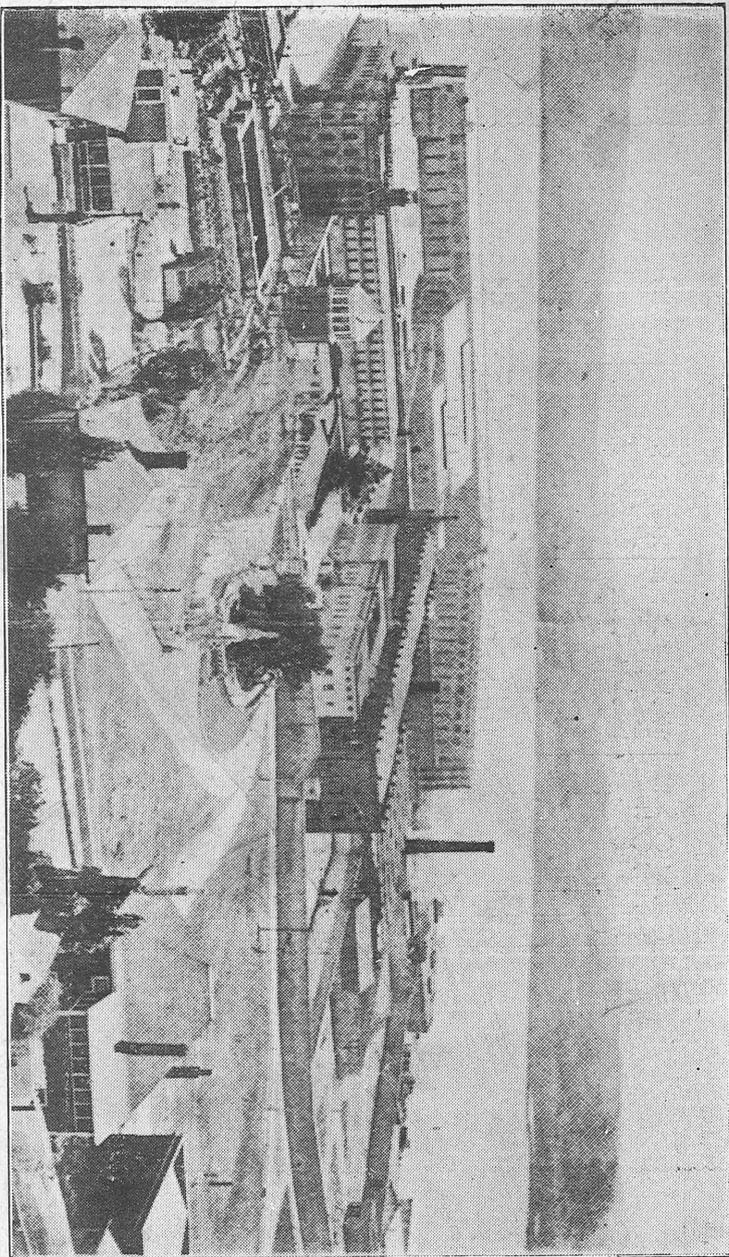
第壹號 第三十六卷

謹賀新年

大正十二年一月元日

刑務協會

伊	北	大	寺	野	有	辻	宮	山	山	岡
藤	島	月	崎	口	馬		城	岡	内	野
忠		義			四	敬	長	萬	確	敬
次	良	平	勝	謹	郎		五	之	三	次
郎	吉	二	治	造	助	助	郎	助	郎	郎





「サンクキンチン」 刑務所概況

在所地

亞米利加合衆國カリフォルニア州サンクキンチン

二、〇六一人 一九一八年七月調

一、九二九人 一九一九年六月調

一、九二四人 一九二〇年六月調

「オーナリーシステム」を採用し九四〇名の受刑者をして「メントシノ」「ハムボルト」地方の道路開墾作業に従事せしめ良好の成績を挙げしを以て有名なり

特 徴

就役費一七五、八五〇、七六弗

内譯 黃麻運轉資金 九七、六七五、〇八

製造 同 同 二九、九四三、五〇

畜産 資金 一、二九〇、〇〇

機械器具費 二五、八七二、四三

其 他 二〇、〇六九、七五

業種 製造費、調定額、製造利益金

黃木鐵靴錫計

麻	四五九、六三二、九〇	八四〇、三一六、八九	三八〇、六八三、九九
縫	二一、〇二二、〇二	七九、八一四、八二	一九、七九六、五八
計	五八〇、二九七、四六	九九八、三二五、九六	四一八、二〇〇、二八

○新年の辭

大吳規を執て斗柄癸亥に移り、國運隆昌茲に稀觀の新春を迎ふるや、雍々たる春光、靈變たる瑞霞六合に浴く、普天の下率土の濱洋々として改曆履端の佳辰を謳ふ。吾人は此多慶多幸なる新歳の劈頭に於て新硯を磨し紙上に莅むに方り、先づ度て 寶祈の無疆と帝國の隆運とを頌し、更に萬餘の會員諸君の健康を祝せずんばあらざるなり。

然り而して行刑百般の事業に就ては客歲既に一新紀元を劃したるものありて、其理想に向つて進展しつゝあるの事實は吾人既に之を客冬の紙上に於て絮説したるを以て贅せず、只思想界依然として動搖し、物質界も亦舊態を改めずして世相年と共に險惡ならんとす。之を行刑事務の上より見るも更に一般の奮勵努力を要す可きものあるや論なし。

更に我協會の事業に就ては刑事々業の總てに涉りて其使命増々重く、參劃施設を要すべき事項更に本年に於て簇生すべきことは、多年の懸案幾多昨冬に成りて、其實行の本年に及べる必然の結果にして、吾人は固より最善の努力を致し其使命に副はんことを期せり。

夫れ改春は事物を鼎革し人意を一新するに於て好個の時機なり、故に吾人は新歳の初に於て數言を述べて以て自ら計り重ねて會員諸君の健勝を祈り以て卷頭の辭と爲す。

刑 政

第三十六卷第壹號目次

新年の辭……………(冠頭言)

サンク井ンチン刑務所全景……………口 繪

判例に現はれた連續犯の觀念……………司法省參事官 草野豹一郎(四)

大刑務所制度に關する考案……………司法省囑託 正 木 亮(九)

藝術及び文學に表はれた犯罪者……………文 學 士 本田喜代治(一九)

フエリの『豫防と抑壓』……………本會囑託 垂 水 克 己(二〇)

監獄教育論……………辯 護 士 大澤 眞 吉(二五)

少年の不良化……………大日向千年(二六)

予は看守諸君と語る……………小菅刑務所長 有馬四郎助(二八)

時事だより……………甲 突 生(三〇)

新 し 記……………はいから生(三二)

常識の泉……………(三六)

監獄統計……………(三七)

叙任—省令訓令通牒質疑回答—貴報—會報

判例に現れたる連続犯の觀念

司法省参事官 草野豹一郎

一 刑法は第五十五條に於て連続犯の何たるかを規定して居る。曰く「連続シタル數個ノ行爲ニシテ同一罪名ニ觸ル、トキハ、一罪トシテ之ヲ處斷ス」と。併しながら、其の連続したる數個の行爲にして同一罪名に觸るゝと云ふことには大に議論が存するのみならず、一罪として處斷すと云ふことにも相當議論が存するのである。そこで、私は、連続したる數個の行爲にして同一罪名に觸るゝと云ふことに付いての判例變遷の跡を探究して見たいと思ふのである。

二

二 法律に「連続シタル數個ノ行爲ニシテ云々」とあるが故に、先づ數個の行爲が存在せねばならぬ。然らば、數個の行爲が存在するには如何なる條件を必要とするであらうか。明治四十三年一月二十八日の判決は此の點を詐欺罪に付いて詳説して曰く「連続犯タル詐欺取財ノ成立ニハ其連続シタル數箇ノ行爲ヲ各箇ニ分離シテ之ヲ觀察スルモ、其各行爲カ獨立シテ孰レモ一箇ノ詐欺取財罪ヲ構成スルニ足ルヘキ要件ヲ具備セサルヘカラス」(判決録第一六四頁)と。而して其の連續關係を認むべからざることを説いた判例に下の如き二のものがある。即ち其の一は大正七年二月十六日の判決である。曰く「殺

害ノ目的ヲ以テ同一人ニ對シ日時場所ヲ異ニシテ數次ニ攻撃ヲ加ヘ、初メハ著手未遂ニ了ハリタルモ尙其意思ヲ繼續シテ其遂行ノ機會ヲ窺ヒ、後遂行其目的ヲ達シタル場合ニ於テハ、其目的ヲ達スルニ至ル迄ノ攻撃行爲ハ實行行爲ノ一部ニ外ナラサルカ故ニ、同一日時場所ニ於テ同一人ヲ殺害シタル場合ト齊シク、數次ノ攻撃行爲ヲ包括的ニ觀察シ一箇ノ殺害行爲ト看做スヘク、之ヲ各別ニ觀察シテ獨立シタル罪名ニ觸ル、モノトナスヲ得ス。從テ、如斯場合ニハ單純ナル一箇ノ殺人既遂罪ヲ以テ處斷スヘク、殺人未遂罪ト同既遂罪トノ連續一罪ト爲スヲ得ス」(判決録第二四〇頁)と。而して其の二は大正十一年二月十日の判決である。曰く「凡ソ犯人カ或犯罪行爲ヲ決意シ之ヲ實行スルニ當リ、犯意ヲ繼續シ數次ニ其ノ目的ノ遂行ニ必要ナル行爲ヲ爲シタル場合ニ於テハ、其ノ行爲ハ包括的ニ一罪ヲ構成スヘク、犯意ノ更新ナキ限り各別ノ犯罪ヲ構成スルコトナシ」(判例集第三卷第四三頁)と。蓋し、倉庫内の米百俵を竊取せんと欲して連日十俵宛取出すが如き場合は連続犯たるも、人を殺さんと欲して數次毒物を與ふるが如き場合は單純一罪にして連続犯たらざるの謂であつて、而して此等二者の別は、専ら各行爲を分離考察して、獨立して既遂たり得るものなりや否やに因つて生ずるものと爲すのであらう。然るに、前記大正十一年二月十日の判決に付いての要旨摘録の部分に「單一の結果を生ずべき」と附加されてあることは甚だ其の意を得ざる所である。何となれば、若し結果の單一なる場合に於ての行爲が常に單一なるものと云ふならば、模型的連續犯の前記米泥俵の如き場合をも數個の行爲と稱するを得ないこととなるからである。

三 次に數個の行爲は連続することを要するか、連続と云ふことに付き判例は二様の見解を採つて居る。今便宜之を二期に劃して考へて見よう。

第一期とは舊刑法以來明治四十五年二月九日の聯合判決の時までを謂ふのであつて、此の期に於ては罪意の單一と被害法益の單一と云ふことを以て連續の要件と解したのである。例へば、明治四十二年六月三日の判決に曰く「凡ソ日時場所ノ異同ヲ問ハス、苟モ單一ノ意思ヲ以テ同種ノ行爲ヲ反覆シ單一ノ法益ヲ侵害スルニ於テハ連續ノ一罪ナリ」(判決録第一

六四)と。又明治四十四年十一月二十七日の判決に曰く「各人の財産權ハ各別ニ獨立ノ存在ヲ有スルヲ以テ、之ヲ侵害スルニ於テハ各別ニ法益侵害ヲ生シ、從テ各別ノ犯罪ヲ構成ス可シ。故ニ同一意思ノ發動ニ因リ同一ノ財産權侵害ノ行為ヲ反覆實行スルモ之カ爲メニ一個ノ連續犯ヲ構成スルコトナキヤ勿論ナリ。何トナレハ、連續犯ノ成立スルニハ同一法益ニ對スル侵害アルコトヲ必要トスレハナリ」(判決第一七頁)と。

第二期とは明治四十五年二月九日の聯合判決以後を謂ふのであつて、此の期に於ては犯意の單一と云ふことを以て連續の要件と解して居るのである。即ち右聯合判決に曰く「刑法第五十五條ニハ「連續シタル數箇ノ行為ニシテ同一ノ罪名ニ觸ル、トキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス」トアリテ、其趣旨タルヤ苟モ犯人ノ犯シタル數箇ノ行為ニシテ繼續ノ意思ニ出テ而シテ爲ニ犯サレタル法益カ同一種類ニ屬シ法律上同一ノ罪名ニ該ルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷スト云フニアリテ、侵サレタル法益カ單一ナルコトヲ要スヘキ趣旨ノ見ルヘキモノナケレハ、其法益ハ數箇ニシテ數多ノ被害者ニ屬スヘキ場合ト雖モ連續犯タルヲ妨クヘキ理由ナシ」(判決第一八頁)と。而して其の特に生命身體の如き專屬的法益を侵害する犯罪に付いても、連續關係の成立に犯意の單一のみを以て足ると明言したのは大正元年十一月五日の判決である。曰く「刑法第五十五條ハ行為多數ナルモ包括的一ノ犯意ニ出テ且ツ被害法益カ同一種類ニ屬シ法律上同一罪名ニ該ルモノナルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷スルノ趣旨ニシテ、侵サレタル法益ノ單數ナルトハ之ヲ區別セサル法意ナリ。而シテ法益カ同性質ナル以上ハ、其財産的法益ニ關スルト否トニ從ヒ行為ノ連續的觀念ヲ左右スヘキ理由アルコトナケレハ、數人ノ生命ニ關スル法益カ侵害ノ目的タルトキト雖、單一意思ノ發動ニヨル數個ノ行為ノ結果ナル以上、右法條適用ノ範圍内ニ入ルヘク數罪トシテ處斷スヘキモノニ非ラス。而シテ多數者カ人格的法益ヲ侵害セラレタル場合ニ於テハ、然ラサル場合ニ比シ罪情甚シク異ナルヲ以テ、單一意思ノ情態ノミニ着服シ之ヲ連續犯トシテ其處分ヲ法定刑ノ範圍ニ止ムルハ併合罪ノ處分ト權衡ヲ失スルト云フガ如キハ、自ラ立法論ニ屬ス。蓋シ數個ノ行為ニヨリ同一罪名ニ觸ル、數箇ノ侵害結果ヲ來シタ

ルトキト雖、同一意思ノ發動ニ基因スル以上ハ、之ヲ一罪トシテ處分スヘキモノトセル所以ノモノハ、此場合ニ於テハ其數箇ノ結果ハ包括的ニ觀察シ得ヘク、恰モ單一ナル法益ノ侵害ヲ生シタル一箇ノ行為ト同視シ得ヘキモノナレハ、之ヲ數罪トシテ重ク處斷スルハ妥當ナラス」(判決第一八頁)と。惟ふに最近大正十一年三月二十五日の判決に「連續犯ノ成立ニハ繼續ノ犯意ヲ要シ之ヲ缺如スルトキハ數個ノ行為カ時間ト場所ト關係上相接近スルモ連續犯ト爲ルモノニ非ず」(判例集第一七二頁)と云へるも亦、此の犯意單一の點を高調したものとみるべきであらう。

四 終りに、同一罪名と云ふことは如何なることを意味するであらうか。若し同一罪名と云ふことを同一法條と解するならば、至極簡單明瞭ではあるが、豫備陰謀未遂等が其の法條を異にする場合に於ては此等の間にも連續關係を認め得ざる不都合を來すこととなる。茲に於てか、大審院は大正三年二月三日左の如き聯合判決を下して此の點を解決せんと試みた。曰く「刑法第二百三十五條ノ竊盜罪ト同法第二百三十六條ノ強盜罪トハ等シク他人ノ占有セル財物ヲ奪取スルニ因リテ成立スル犯罪行為ニシテ其本質ニ於テ異ルコトナキヲ以テ、竊盜ノ行為ト強盜ノ行為トカ同一ノ意思發動ニ因リ連續シテ實行セラレタルトキハ、刑法第五十五條ニ依リ一箇ノ連續犯ヲ以テ之ヲ論スヘキモノトス。蓋シ、同條ニ所謂同一罪名ニ觸ル、行為トハ惟フ同一ノ名稱ヲ帶フル犯罪ノミニ限ラス、名稱ヲ異ニスルモ同一章ノ下ニ規定セラル、同一罪質ヲ有スル犯罪ヲモ包含スルモノト解スヘケレハナリ」(判決第二〇頁)と。而して右判例の結果は(一)逮捕監禁罪と逮捕監禁致死傷害罪との間、(二)猥褻致傷罪と強姦致傷罪との間、(三)強姦致死罪と竊盜罪との間、(四)收賄罪と贈賄罪との間、(五)傷害致死罪と傷害罪との間、(六)普通横領罪と業務上横領罪との間にも夫々連續關係が認めらるることとなつた。然るに、今に公文書偽造罪と私文書偽造罪との間に連續關係を認むべからずとした大正二年四月十五日の判決が改められぬものは不可解のことである(判例集第一九頁)。蓋し、同一罪質と云ふことは、これまた判定に困難な問題ではあるが、大審院が大正六年五月八日の判決に於て「刑法第九十條第一項ノ罪ト同第九十八條第一項ノ罪トハ共ニ同一罪質ニ屬スル點

刑例に現れたる連続犯の觀念

略罪ナルヲ以テ、各罪ノ間ニ連続犯アリト認ムルモ不當ニ非ス」(判決録第二四頁)と云ひ、又同年九月十五日の判決に於て、「傷害罪ト殺人罪トハ同一條章ノ下ニ規定セラレサルノミナラス、一ハ生命ニ對スル罪一ハ身體ニ對スル罪ニシテ、其罪質ヲ異ニスルヲ以テ連続犯トシテ處分スルコトヲ得ス」(判決録第二四頁)と云へるを綜合して考へるときは、犯罪の態様如何に拘らず、専ら被害法益如何によつて之を定めんとすることが容易に看取せらるゝであらう。

三

五 以上説明し來れる所を以て之を觀れば、大審院が連続犯を解するに方り(一)連續と云ふことに付いては犯意單一法益單一なる二元的標準を去つて犯意單一なる主觀的一元的標準に就き、(二)同一罪名と云ふことに付いては罪質を同うすれば足ると爲して法條を顧ざるに至つたことは、大に注目し値することではあるまいか。恐らくは、悉くこれ、立法者の意思には背馳するものであらう。併しながら、それは悲むべきことではなく、喜ぶべきことではあるまいか。法律、解釋が立法者の意思に拘泥せずして社會の進運に伴はんとするの一現象として。

大刑務所制度に關する考察

正 木 亮

(一) 緒 言

十八世紀の流れに於て刑罰の執行所は大小何れを可とするやの議論が盛に行はれた史實のあることは吾人の既に學び知れるところである。今私が更に大刑務所制度に就て議論を起すこと餘りに陳腐なるを批難せらるることあるべきを思ふ。さり乍ら孰々惟ふに現今世界の刑罰執行所たる刑務所は星霜移るに從つて其範圍の擴張されつゝあるを見る。昔英吉利が幾年かのパーリメント(議會)の論争の結果、ベントンビーユの大刑務所を建設したるより、今日拘禁者四千有餘を收容し得る大阪の大刑務所を建設せらるるに至る迄、吾々の刑務所の歴史は小より大への坦々たる行路を移り進むに過ぎなかつたのである。時に論を好む者あつて小刑務所制度論を立つると雖も、夫れは時勢に逼るる痴蛙の一鳴として竟に顧みられざるに至つたのである。果して然らば現今尙擴張せられんとする傾向ある大刑務所制度に關する議論は眞に正しく且現今の刑事思潮に適合せる最善のものであるか、私は右議論の論據が常にコンベンショナルに了ることを遺憾とし敢て一論を起して大方の學者及び實務家に問はんとするところである。

(二) 沿 革

大刑務所制度論が何時頃より起り來りしや、而して何故に此の論が起りたりやに就ては、少時其沿革を研究する必要ありと思ふ。然も歐米諸國に此の論の起りたる時は我が國は文化未だ醒めず、犯罪者は或は海老せめに或は牢間に報服的執

大刑務所制度に關する考察

行に服従したりし時であつたが故に、如斯議論は夢想だに及ばなかつたのである。仍て私は例を獨逸刑罰史に取つて之を研究しようと思ふ。

抑も獨逸に於て大刑務所設立の議論が始めて行はれたのは十七世紀の末葉からであつた。當時獨逸の刑務所は私人經營より軍の經營に、軍より更に司法省總務局の手に移つた時代であつて、作業の如きは未だ私人請負の時代であつたが故に刑務所は其名残を止めて各地方に多數存在して居つた、故に總括的に總務局が各地の刑務所を支配するに至つては、其統(註一)一に困難を來し、刑務所の經營に要する費用は實に少なからざるものがあつたのである。

茲に於て政府は如何にすれば其困難を切り抜けることが出來得るやの點に就て種々研究の結果、茲に其救済は實に刑務所の小なるものは之を合併し、刑務所所管の區域は之を擴張するに於ては其困難の排除せられ得ることに着眼すると共に銳意其事に當るに至つたのである。然るに千七百一年に至つてはしなくも此の點に關しハレ (Halle) とマグデブルグ (Magdeburg) との間に一の爭議が起つた。夫れは同年マグデブルグに刑務所を建設するに當つて、ハレにも同時に刑務所を建設すべきや否やの問題に就てマグデブルグの方では既に半分迄完成して居るマグデブルグの刑務所があるに拘はらず、更にハレに刑務所を建つことは不經濟であるが故にマグデブルグを擴張するとハレに建設することが不可であると主張し、ハレの方では己が町に刑務所を建設することに極力主張したのである。此の問題は國王すら解決し得なかつた程争はれたのであるが、此の争論こそ即ち獨逸に於ける最初の大小刑務所論の起源であつて、マグデブルグは大刑務所論の側に立ち、ハレは小刑務所論の側に立つた譯である。

註一、拙著監獄作業の發達に就て——監獄協會雜誌第三五卷第一號四、五頁

註二、Schmidt, Entwicklung und Vollzug der Freiheitsstrafe in Brandenburg-Preussen bis zum Ausgang des 19. Jahrhunderts, S. 381f.

38-39.

同様の問題は彼の有名な七年戰役後ポムメルン (Pommern) にも行はれたのであつた。又ストルプ (Stolp) の刑務所は此の七年戰役前極めて貧弱であつたが、其戰役中に竟に敗滅に晒した。茲に於て千七百六十七年にはスタルカルド (Starkard) コルベルグ (Kolberg) 及ストルプを結合し、一の大刑務所を作るべしとの提案がせられた、然し此の計畫も未だ其頃は實現せられなかつたのである。

如斯刑務所が各地に散在し多數存する以上其地方は自ら己が所在地にある刑務所を他に併合せらるるを望まなかつたことは察するに餘りありと雖も、當時の小刑務所制度論の根據が僅かに地方團體努力の消長に重きを置いて居たことは、今日の如く刑罰執行の本質を論據とする小刑務所論から見れば、如何に其所論が幼稚であつたかを考へ得るのである。

其論據が地方團體の消長を大なる基礎となしたるが故に、其地方團體の衰弱は自ら其の刑務所を他の強き刑務所に併合さるるに至つたのであつた。千七百二十四年にスバンダウ (Sandau) と伯林とが合併せられたのも此の理由に外ならない、ゲルダーン、クレーフエ及びメエールスの諸刑務所が合併せられたのも(註三)此の結果であると推定することが出来るのである。

註三、Schmidt, a. a. O. S. 39; Ob der im Jahre 1738 geplante Zusammenschluss der Provinzen Gellern, Cleve und Mory zum Zwecke einer gemeinsamen Zuchtanstaltung erfolgt ist, kann ich nicht entscheiden.——

上述の如き小刑務所を合併して、大刑務所制度を確立せんとする傾向に至つたことは既に認めなければならぬ事實であるが、而も其制度に對しては常に強い反對論が繰返されたことは之を記憶しなければならぬと同時に、形式上から見れば

大刑務所が設立せらるるに至つたと雖も、其内容は反つて小刑務所制度論が勝利を得て居ることは特に注目に値すべきことであると思ふ。何となれば獨逸に於て如斯争論の行はれて居た時代に、彼の有名なジョン、ハワード (John Howard) は獨逸、佛蘭西、西班牙、伊太利、デンマーク、スウェーデン及露西亞に幾度か危険多き旅行をなして刑務所の内容の研究に努めた(一七七五年より一七八四年迄)、而して其得たる結論は、刑罰執行に必要なことは感化改善の思想を必要とす

ることにあつた、即ち、拘禁制度の改善の着眼點は拘禁者の改善に必要な組織をなすことに到達したのであつた、此の思想は千七百三年頃に於けるコーマのサン、ミハエル(San Michele)の矯正院(Jüschutchehaus)の基礎をなして居つたのであるが、刑務所に實際運動として表はれ來つたのは十八世紀の中葉より末葉にかけてであつた。同時にアメリカ合衆國に於ても其頃(一七七六—一七八年)クエーカーの宗旨を基礎とせる獨居制刑務所の設立の必要が論ぜられ、一八一八年より一八二二年にかけては、二大獨居制刑務所(Eastern and Western Penitentiary)が建築せらるるに至つたのである。(註五)

註四 v. Armin, Bruchstädtcher Verbrechen und Strafen, 1808, S. 213.

註五 Kriegsmann, Gefängniswese, S. 31.

以上の如き拘禁者の改善を理由とする獨居制刑務所の設立せらるるに至つたことは、換言すれば自由刑執行が特別豫防(Specialprävention)によらねばならぬとの議論に外ならないのである。即ち數百人數千人に對し同時に同一の方法を以て刑罰を執行するに非ずして、能ふべくんば各個に就て其悪性を矯正せんとするの思想に外ならないのである。而して此の特別豫防の思想は前述したる大小刑務所制度論の起つた獨逸に於ても、漸次普及し來つて居たのであるから、獨逸に於ける大刑務所論は内容を根據として考ふれば、建築上の議論又は經濟上の議論に止り、刑罰執行は小刑務所制度論に傾むいたものと見なければならぬのである。然らば何故に特別豫防を本位とすれば、大刑務所制度論を排斥しなければならぬのであるかと謂へば、特別豫防が各人の個性を究めつゝ刑の執行に當る以上、一大刑務所に集合して平等の執行をなさんとする考へとは相容れないからである。

要するに内容の點より見る大刑務所は一般豫防と終始し、小刑務所は特別豫防と終始しなければならぬ性質を具有するものだとはいはなければならぬ、然らば大刑務所制度を採用すれば絶対に特別豫防をなし得ざるやと謂ふに決して然らず、故に私は更に此の點を考察しつゝ此論を進めようと思ふ。

註六 Schmidt, Die Kriminologische Preussens unter Friedrich Wilhelm I. und Friedrich II., 1914, S. 42ff.

(三) 刑罰執行方法の改良と刑務所擴大の必要

上述の如く刑務所が漸次擴大さるる反面に於て、其執行方面は漸次個別的になり來つて居るが故に、或點から見れば、刑務所の擴大は刑罰執行の新思潮即ち犯罪者を改善するといふ思潮に反するが如く考へ得らるのである、何となれば犯罪者の改善には其郷里との關係、風土等が預つて力あるものであるが故に、各地にある小刑務所を或る地方に集中するが如き大刑務所を建設することは改善に困難を來すものであると謂ふ批難を免れない。さり乍ら犯罪學の進歩は我々に犯罪の改善に最も有力なるものは犯罪者に勞働能力を授くるにあることを示し、殊に作業に重きを置かざりし禁錮(Correction)と作業に重きを置く懲役(Arbeitshaus)とが漸次其限界を不明にし、何れも作業訓練を以て改善の根本となすに至りたる實例(註七)を考へれば、地方關係に重きを置きて諸所に散在する作業の設備不完全なる小刑務所を多數建設するよりも、寧ろ之を集中して作業の選擇に便利なる大刑務所を建設することをより多く改善に利益あるものと認めることが出来る。

加之犯罪者の改善には同じく作業訓練をなさしむるに當りても、之に興味を持たしむることは、彼等の精神上技術上の向上發展に效力あるものなるを以て、刑務所は常に此の點に留意し、或は作業賞與金に或は副食物に差等を設けて其趣味を誘發すると共に、將來の生計の資となすべき職業を充分に習得せしむるが如き方法に出でなければならぬ。然し乍ら若し小刑務所であれば、其設備が自ら小規模なると同時に其地方的生産力の關係等から見て、収入が如斯優遇方法をなすに足らない場合が生じて來ることは必然であると謂はなければならぬ、之に反して其設備が大なれば従つて其収入の多かるべき諸種の設備をなすに容易なるが故にかかる不利益は當然に免れ得べきである。

上述の如き向上發展の方法は如何なる手段によることが最も利益であるか、又受刑者に對して最も公平に、換言すれば

刑罰の執行の公平を失はないで済むかとの問題は近世の行刑學者の研究の的となつたのであるが、其最も卓越したる制度と認むべきものは有名な累進制度 (Progressivsystem) である。而して此の制度は之を三期に分ち、其第一期は全然受刑者の精神的改善のみを目的とし、且刑罰の痛苦 (Dolor) を知らしむる方法なるを以つて、本則として獨居拘禁制度を採用し、其第二期は之を更に數個の階級に區別し、其幾分は夜間獨居制度を採用して居るが故に、此期は獨居拘禁制度と雜居拘禁制度との併用の時期である。更に第三期は釋放前の準備時代であるから、受刑者に半自由を許すが故に、其拘禁方法の如きは前二期と全然異なるものとなさなければならぬ。此の理由に基いて現に伊太利、匈牙利、クロアチア、ブラジルの如きは既に農園刑務所の形式を以つて中間刑務所なるものを設立して居る。

如斯業進制度は三期共に異つた拘禁方法、處遇方法に出でて居るが故に、本來ならば三個の獨立したる刑務所を設立し三者の間を移送の手續を以つて連絡すべき筈であるが、之を一個の刑務所に集中して右連絡を省略するものと認むることが出来るのである。然らば累進制度の採用は大刑務所制度論の具象化といふことが出来るのである。

之を具體的に説明すれば、ペンシルバニア制註九オスボン制註九等の綜合であるから、多數の獨居房及多數の雜居房を合せ用ひなければならぬ、故に其の當然の皈結として大建造物を設立しなければならぬことは何人も想像に難からざるところである。

殊に近來獨逸和蘭の如き二三の國を採く多くの諸國が、或は點數制により、或は考査制により、種々なる準則によつて累進制を採用せるは、世界の大勢が此の大刑務所制度論を採用するに至つたものであるといふも敢て過言はないと思ふ。

且獨逸は一九一九年に刑法の新草案を發表するに當つても、尙累進制を採用しなかつたことは、現今の刑罰執行方法の思潮に離るる恨みなしとせざるも、同國の刑事學者の多くは明かに此の制度の採用を主張し、殊にリープマン教授が一九二一年に發表した同草案の批判に於ては、同草案が此の制度を採用しなかつたことを明かに批難して居るに徴し、更に青露註一

西亞國が一九二一年に編纂したる司法刑務所規則註二が本制度を基礎として居るに徴するも、同國も亦早晚累進制度を採用すべき運命にあることは火を見るよりも明かなる事實である。

註七、Max von Baher, *Gefängnis und Zuchthaus* S. 1. 2.

註八、Verzeichnis der Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts Bd. IV.

註九、捕者階級處遇制度概論

註一〇、階級處遇制度(累進制度)を採用せる國は英吉利、米國の數州、伊太利、獨太利、匈牙利、クロアチア、ボスニア、諸威、デンマーク、瑞西、フィンランド、西班牙、メキシコ、ブラジル、グアテマラにして佛蘭西、ウルガイ、日本は部分的に採用せり。

註一一、Pr. Prof. r. Liepmann, Die Reform des deutschen Strafrechts—Kritische Bemerkungen zu dem Strafrechtswurf, 第四十二頁に「刑罰の執行を爲すには非教育的處遇を爲す代りに執行の累進制によれば一般の意思に従ひ同時に他人の權利を斟酌したる獨立性を意思と行爲の中に或程度迄作ることになるであらう、此の見地は嚴制より漸次輕易になる獨居拘禁の累進、階級的に自ら發達する雜居拘禁の累進より中間刑務所を経て假釋放に上進する處遇を要求すべきである」といつて累進制度の必要を説き更に第四十四頁に於て「自由に至る迄の階級的教育は又同時に受刑者にとつては其の精神の力及び道徳の力を向上する眞面目な學校でなければならぬ、彼の薄弱なる定見なき而して不確定な意思は自己に責任ある且有益なる勞働の問題にて鍛えられねばならぬ彼の勞働を欲する心と勞働能力とは漸次作業賃與金を増額給與して養つて行かねばならぬ、故に特に刑罰執行中の作業は教育的本能的のものであり同時に合理的生産的に作らなければならぬ」と謂つて居るが如斯誘導的處遇を爲すには必ずや相當なる刑務所を必要とすることを豫定した説明と見ることが出来るのである。

註一二、Gesetz zur Strafvollzugsordnung der Justizverwaltung der Strafanstalten in Preussen, 1921.

之に反し若し受刑者を只に反省悔悟及び禁慾のみを以つて改善の基礎となし、其積極的向上心に重きを置かないときは受刑者に對し絶對的の個別處遇を爲すの必要あるが故に、之を獨居拘禁のみを以つて終始せしむるの必要が生ずるのであ

る。又取扱の便宜と經費の節約等に重きを置き拘禁者に一律の處遇を爲せば足りるとの觀念を基礎とするときは、簡單なる雜居拘禁に付するを以て足るに至るであらう。如斯處遇に對しては、何を苦しんで一八〇三年にペンシルベニアに作りたるが如き獨居制刑務所の設立を必要とするのであるか 註一三 私は刑務所の擴張は累進制度の如き誘導的處遇に諸種の設備を必要とするときに始めて其必要を見、然らざるものは寧ろ其郷里の緣故、地方の環境に倚つて改善の効果を擧げしめる爲めに、小刑務所を諸地方に散在せしめることを必要なりと信するものである。

註一三 P. Politz, Strafe und Verbrechen, S. 29.

(四) 大刑務所は特別豫防の趣旨と添はざるか

フオン、アルニム (v. Armin) の學術的大刑務所反對論は少時措き、私は我が國の實務家の二三の人達から小刑務所賛成論を聴かされるのが一再に止らないのであるが、其論據は常に大刑務所は拘禁者の個別的處遇に不利益であるとの理由、之を極言すれば大刑務所に於ては拘禁者の個性視察が不可能であるから、従つて之等に對して正當なる處遇を爲すことが出来ないと謂ふことが最大の理由になつて居る様に思はれるのである。勿論一面の眞理あることに賛成を惜しまないものである。

さり乍ら個性視察に關する難易が場所の大小に關係することは便宜的理由に止り、且設備の完成と視察者の人選宜敷きを得ることによつて、之を避けることが出来る。此の點は累進制度の賛否論の分るところであつて、其反對者は累進制度は形式に流れ易く、拘禁者の眞の個性を捕捉して處遇することが出来ぬとして居るに反し、贊成者は官吏の人選によつて、如斯弊害を救済し得ると主張して居るが、註一四 此の點は要するに大刑務所制度を採用すると雖も、個性の視察を害するとの議論を排斥することが出来るのである。

殊に大刑務所制度に反對するものは、此の制度が全く特別豫防 (Special-Prevention) の觀念と一致せざるが如く考へらるる場合が往々あるのであるが、大刑務所制度論の根本の趣旨も亦刑罰執行の新思潮たる特別豫防即ち犯罪者を個別的に改化遷善するにあることは勿論である。其の歴史的實例として普露西亞が一方に於て沿革の點に於て述べた如く小刑務所より大刑務所に遷る過渡期にあり乍ら、刑罰の執行論は一般豫防より特別豫防に遷つたことは、註一五 大刑務所が特別豫防と乖反するとの觀念を一掃し得るものと認め得ることが出来るのである。尙最近の刑罰執行の傾向が受刑者の保護によつて改善せんとするに至りたる今日は、註一六 既に累進制度普及の時代なる點に徴しても、大刑務所と特別豫防とが一致しないとの批難は、當らざること遠しと謂はなければならぬ。

註一四 Kilsjmann, a. a. O. S. 201.

註一五 小河氏著監獄學一三八、九頁

註一六 谷野氏著監獄學一三三頁

P. F. Aebiholt, Strafsystem und Gefängniswesen, S. 194.

富田氏累進制論……京法雜誌第十卷七八、一二號

註一五 Schmidt, Die Kriminalpolitik Preussens unter Friedrich Wilhelm I und Friedrich II, S. 28ff.

註一六 捕者受刑者保護の新思潮——刑政第三五卷第一一號

更に大刑務所の設置により、拘禁者と其家庭との關係、釋放後に於ける就職の關係等を論じなければならぬのであるが、大刑務所の設置は所謂受刑者の集中拘禁の結果を來すが故に、今日獨逸の勞役場 (Arbeitshaus) 等に於て最も重要視して居る家庭と拘禁者との融合を圖る點及び其出身地方の保護團體との連絡を結ぶ點は小刑務所に比較して不便なることは當然である。さり乍ら一面より見て勞役場、授産院、常習犯罪人收容所等の如き保安設備は即ち刑務所の補助機關として刑務所に於ける總括的指導 (Gesamtleitung) の完結を助くるものであつて、特に釋放人保護會は社會の同情に期待せ

大刑務所制度に關する考察

らるべきものであるから、其性質上より謂ふも、各地に多數設立せらるるものであるが、如斯團體の数が多數に増加すればする程、刑務所が各地より受刑者を集中することに對する前述の批難は避け得らるのである。

現に我が國に於ける釋放人保護團體は年々激増の勢を示して居るが故に、小菅、三池及び網走の如き三大長期監が各地の長期受刑者を集中拘禁せる今日に於ても、尙其出身地の保護團體と容易に連絡を取り居る事實及び前記の反對理由に顧慮することなく、受刑者の個性に從つて處遇して、相當の成績を挙げつゝあることは、大刑務所も亦特別豫防の趣旨に添ふべき實證であるといふことが出来る。

上述の理由によつて大刑務所も亦受刑者の個別的處遇、換言すれば、特別豫防を其根本の趣旨とせるものであることを明かに知り得るが故に、其附屬的便宜、例へば國家經濟上の利益受刑者處遇の統一等の點より見て便利益多き大刑務所制度論は、敢て排斥するの理由を毫も見出し得ないのである。

註一七 Falsen, Ist heutiges Arbeitshaus eine Arbeitserziehungsinstitut? 1922.

此の論文はシュワイドニツツ勞役場の内容に基いて一九一九年の獨乙刑法草案を批難したものであるが之によるとシュワイドニツツ勞役場の改善方法の最大の基礎を爲してをるものは收容者と家庭との聯絡を取ること就職の周旋を爲すことである。

註一八 Dr. Ernst Rosenfeld, Die Geschichte der Berliner Vorlesung zur Besserung der Verurtheilten 1827-1900.

谷田博士 免囚保護と刑事政策參照

註一九 保護團體数は左の如き逐次増加を示す。(輔成會發行加盟保護會名簿)

大正	四年	四九四	同	五年	五一五
同	六年	五三〇	同	七年	五六〇
同	八年	五九四	同	九年	六二五
同	十年	六五五	同	十一年	六七一

(未完)

藝術及び文學に表はれた犯罪者

— E. Ferri : Les Criminels dans l'art et la Littérature —

本田喜代治

犯罪社會學の創始者フェリは、同時に、ロムプロゾ、モロと共に、伊太利に於ける三大人類學者でもある。彼はその先生である「ロムプロゾ」の犯罪人論の批評的研究^{註一}や、「刑法及び犯罪人類學」の研究をなし、又「犯罪人類學」に於ける殺人」と云ふ本も出してゐる。「犯罪社會學」の中にも犯罪社會學の興件としての犯罪人類學の重要を説き、かなり詳しく犯罪人の人類學的研究をしてゐる。犯罪人類學はグロースによると、犯罪社會學、犯罪現象論と共に、犯罪研究の三部門の中の一であつて、犯罪人體論と客觀的犯罪心理學との二小部分にわかれる。フェリの犯罪人類學も大體この二部分を含んでゐる。

さて、本文の題註に掲げたフェリの「藝術及び文學に於ける犯罪者」は、人類學者としての彼が、藝術及び文學中に表はれた實例によつて、犯罪人類學の説明を試みた著述である。もとゞこれは、彼が一八九二年に巴里でなした講演にての起源を有するのであつて、専門的な學術研究と言ふよりは、一般的興味を參酌しつゝその間に専門的知識を人に與へるものである。(本篇はその梗概を紹介しやうとしてゐるのであるが、筆者はフェリの説を無條件で受容れるものではない。只しかし、今はこれに對する批評は一切抜きにしておいた事だけをここに斷つておく。)

藝術及び文學に現はれたる犯罪者

前世紀までは一般に、狂者は病人としては取扱はれず、憑き物のせいとか悪い心掛のせいとかにされ、非常に苛酷な待遇を受けた。それを不可抗力による病人であるとしてその待遇上に大改革を與へたのはビネル、キヤルチ、ハツ

ク・トウク等の力であつた。一八〇一年にハイน์ロート博士の言つた言葉の中に、狂氣とは「徳の道を外れて神の恐れを失はんと欲した」個人の道德上の誤まりである、と云ふ風な考へ方が見えてゐる。ところがこれを犯罪と云ふ病氣

——フェリはたとひそれが多少比喩的に用ゐられてゐるにしろ、「犯罪病」と云ふ言葉を他の著書の中で使つてゐる——に就て見るに、今尚ほ前世紀までの狂氣の取扱ひと同様又はそれ以上不合理な考へ方をされ且つ取扱ひを受けてゐる。が前世紀に於ける狂人に對する考へ方の變改と同様な變改が、やがて犯罪者の上にも齎される日が来るであらう。そしてかうした豫見を逸早くなして、世人の考へ方の新方向を教へ、これを通俗化すると云ふ、社會的機能となして來たものは正常な意味に於ける藝術であつたのである。

二

フェリの犯罪人論を説く爲には、どうしても彼の犯人の分類を一通りだけでも述べておかなければ話が進められない。彼によると犯罪者は五つの範疇に分たれる。生來性犯

人、癡狂性犯人、習慣性犯人、激情性犯人及び偶發性犯人である。そしてこの分類は——これを彼は生物學的社會學的分類と呼んでゐる——今日多くの學者の採用してゐるものである。

生來性犯人とはフェリが一八八一年に稱へた犯罪者の一型で、遺傳的變質、病理的異常(犯罪神經病)の状態に在る者であつて、それは單に白癡、癡狂、自殺等云ふやうな生物的學劣等性に止まらず、環境の支配によつていつでも反社會的、侵害的行爲に出る者を謂ふ。生來性犯人は平然として殺人の如き野蠻行爲をなし、けだものやうな野暴な類廢者となり、身體組織の缺陷から來る性的類廢の爲に猫藪行爲にも至り、又盜者、偽者ともなる。人の物を取る事が悪いと云ふ感情は社會の集團生活に於て漸次發達して來るものであるが、この感情は生來性犯人に全然缺けてゐる。生來性犯人なる型は、最近に於ける科學上の發見であるから、從來の藝術品にこれを取扱つたものの稀なのは當然である。ロムブローゾがこの型の明確な定義を與へた前までは、シクスピア、ドストイェフスキー、ウージェヌ・シウ等

の僅かな藝術的天才によつてのみ表現されてゐた、が現今ではこれを扱つた作品は非常に多く、殊にゾラのものはその著しい例である。生來性犯人の中には、常人と同程度若くはどうかすると常人以上の知力を有する者がある。稀には或方面にかけては天才と呼ばれる程優れた知能の所有者がある。それ故彼等の特性として必ずしも知力の程度を擧げる事は出来ない。それで彼等は往々常人に混つて常人と區別されない事がある。缺くべからざる特性の一は道德性社會性の缺乏又は皆無と云ふ事である。

癡狂性犯人は生來性犯人よりは稍々發見し易い型である。フェリに依と、犯罪と癡狂とは人間の變質と云ふ一本の幹から出た二本の枝であつて、そこから又生來性の自殺や賣春の傾向、並びに凡ゆる形式凡ゆる程度 of 神經病、精神病が出て來るのである。彼は別の本で、精神病と自殺と犯罪とを「かの傷ましい三位一體」とも呼んでゐる。癡狂並びに犯罪の進化は、一般社會進化と平行して、次第に強力的から知能的への方向をとりつゝあるは明かな事實である。そこで癡狂性犯人の中には、或る人が「理智的癡狂」と呼ん

だところのものが注意されてゐる。彼に在つては推理と形式論理とは一見常人と同様正しいのであるが、情熱乃至感情の奥底に疾病が隠されてあるのである。この伶俐な癡狂はモレルの研究によつて初めて明かにされたもので、それまでは一般に看過されて來た關係上、從來藝術家の注意を惹く事が少なかつた。その上癡狂性犯人と云ふ言葉は矛盾を含んでゐるやうに考へられ易い。若し癡狂者ならば病人だから犯罪の責任はない筈だ、とかう云ふ考へ方から藝術家の注意を惹かなかつたと云ふ事もあると見なければならぬ。

い。

習慣性犯人も從來の藝術品には餘り多く見當らない。それは從來の御上品なブルジョア階級を御得意としてゐた藝術には止むを得ない事である。と言ふのは、これらの犯人の性行を描寫すれば、勢ひ社會の下層狀態の忌單なき暴露となつて、上品な支配階級を色々の意味で嫌がらせるからである。そこで需要供給の經濟理法からこの種の描寫が少なかつたのである。習慣性犯人とは、環境の影響によつて幼時から犯罪的傾向に感染した者で、もと／＼變質者でも

悪性遺傳の所有者でもない。貧乏な両親が子供をかまふ暇がなかつたとか、両親が放肆な生活をしてゐたとか、その他の後天性の原因から犯罪性を獲得し、そこへ飲酒、賭博、強盜、殺人等の實例が力を添へて立派な犯罪者に仕立ててつたのである。

激情性犯人と偶發性犯人とは前三者に比し非常に多く藝術上の作品中に出て来るものである。この二者は殆んど常人と異なるものでない(極端に言へば、この二者は犯罪者となつたが爲に常人と異つたのである、と云ふパラドックスが成り立つ。何となれば、生理的方面に於ても心理的方面に於ても、全然異常の無い人と云ふ者は存在しない、吾々に於ても、全然異常の無い人と云ふ者は如何により、正常の人間と雖も、個人的及び環境的状态の如何により、いつ犯罪者となるか分らないからである。で、戀愛の爲に殺人を犯したり(殊に自分の命を賭けて突然に人を殺すやうな場合)、男に棄てられて子殺しをしたり、嫉妬の結果殺人行爲に至つたり、富の分配の不正不平等を慨して反亂したり——その他家族の名譽又は親の愛等の爲に復讐するやうな場合、さう云ふ犯罪者には何等の異常を認めない事

が多いのである。これらの人々はロムブローゾの所謂假性犯人であつて、決して眞性の犯人ではない。激情性及び偶發性犯人の中には、この種の者が多いのである。

三

藝術に於ける犯罪者を取扱ふに當つて、フエリが最初に擧げた藝術は裝飾藝術即ち彫刻及び繪畫である。偉大なる藝術家は犯罪型の主要特徴を常に捕へてゐる。科學上では最近に至つて明確に定義された犯罪人の物的並びに心的人相を藝術家は直感に依つてこれを捕へ而して表現したのである。例へばモール人種の特徴は、ローマのフォンタナ・アゴナレを飾つてゐるベルニニの作つた彫像や、リヴールヌに建つてゐる紀念碑のタツカ作のモールに表現されてゐる。只しかしこれらの藝術品は、科學で表はすやうな寫眞の正確を缺いてゐるのである。シャルコーは名畫に表はれた「時形者」とか「憑かれた人」の中に、重症ヒステリーやヒステリー性癲癇に侵された患者に特有な徴候と姿勢とがあると言つてゐる。その著しい例の一つはラファエルの「基督變容」の憑かれたる若者に見る事が出来る。

— (23) —
しかし裝飾的藝術にも、犯罪者の表現が探せば相當に無くはないのである。有名な人類學者エドワード・ワイル・ルフ、

ルは「學者及び藝術家の見たる犯罪型」と云ふ書物の中でその例を擧げてゐる。又その以前にも「エドモン・ソイヨルの羅馬皇帝肖像集」と云ふ本を書いてゐる。メイヨルの觀察によると、凡ての羅馬皇帝は鼻の付け根の部分に於て、眼と眼との距離が病的に長い。彼等の中で最も亂暴な皇帝達殊にカリグラとネロに在つては、その人相に犯罪型の徴候の大部分が表はれてゐると。メイヨルの言ふ所はかうである。「カリグラ——凡ての悪性本能を表はし示した胸像。強大な左右不整の顎。外方に開いた耳。歪んだ顔貌。嘲笑するやうな殘忍の表情。物に喰ひ付かうとしてゐる獸のやうな、片隅の釣り上つた上唇。『フィレンツェのウッフィツィに在るネロの胸像——錯亂狀の表情、深く且つ下向した口角左右不整の點。耳は稍々外方に開く。容子が狂猛である。驚くべく強大な顎。』ルフォールは、繪畫に於ける伊太利派フラマンド派、西班牙派及び佛蘭西派の多くの傑作の中に、犯罪型の特徴を多く見出してゐる。例へばカインとアベルの物語、ジニトとオロフェルヌの物語、無辜の虐殺、イエスの磔刑、初期キリスト信者の殉教、最後の裁き、等を描

いた作品に之を見るのである。

ゴヤの畫いた作品中には、追刺ぎが西班牙でガローと稱せられてゐる刑罰に處せられる圖が多くある。この利器は鐵の輪を牡果旋で絞める仕掛けになつてゐて、これを囚人の首に當てがつてむごたらしく絞めるのである。佛蘭西では、ブルドンが犯罪者を屢々描いた。「復讐と正義の爲になされた殺人」などがその著しい物の例である。彼は世間一般の人々と同様、犯罪行爲には悔恨と云ふ事が附き物であると思つてゐたらしく、いつもさう云ふ風に描いてある。然るに、生來性犯人と習慣性犯人とは、全然この感情を持ち合はしてゐないのである。意識的癡狂による衝動的行為者と偶發性犯人とは僅かにこの感情を有つてゐる。最も強く悔恨の情を経験するのは激情性犯人である。これ彼等が屢々暴行の後直ちに自殺を圖る所以である。佛蘭西はなほ犯罪描寫に秀でた畫家をもつてゐる。ポアリーは追刺ぎの場面を表はした。ヴェルネは法王の龍と追刺ぎとの闘ひを、ヂェリコールは死刑囚の頭を描いた。この頭は殺人者に固有の異常性を正確に表現したので有名になつてゐる

我々は、裝飾的藝術に於て犯罪者を取扱つた實例を尙ほ幾つも擧げる事が出来るけれども、もうこの上列擧する餘地がない。そこでルフェールの言葉借りて、右述べた事を概括的に結ぶとしやう。伊太利派、フラマンド派、西班牙派及び佛蘭西派の畫家の描いた犯罪者の特徴は、「非常に大きな顔、それに比して頭蓋は一般に小さく、屢々砂糖パンの形(圓錐形)をなし(尖頭)、又は後頭部に於て非常に發達してゐる(後頭短腫)。前頭部は引き込んで平たく……眼は左右不整、飛び出したやうで圓い、眼付きは据わつてゐてキツク硝子様である。頬は大きく顴骨は強大で、鼻の隆起を隠し氣味になつて居り、その鼻は屢々平たく、彎曲し(猛禽類の嘴のやうに)、且つどつちか一方へ捻れてゐる、顴骨は飛び出し、唇は大きく外方へ反り、腮は非常に強大で四角である。耳は外方に開き、形が悪く、上部が尖り、耳朶は殆んど突出し居らず且つ四角である。頭髮は多く、頬髯は皆無である。」かう云ふ種々の詳細な特徴は、凡て犯罪人類學に依つて確かめられたもので、只唇が大きく外方に外れてゐるといふ點だけは間違つてゐる。なぜなら、暴

行的犯罪者に於ては、右とは反對に、唇は殆んど常に、巾が薄く、色薄くそして眞直ぐであるからである。

四

極めて簡單にはあるが犯罪者の骨相を一瞥したから、今度は記述的藝術に描かれた犯罪型の心理的研究に入る事とする。但し姦通、詐僞、誘拐、拘捕等を含む一類と、政治犯人なる一類とはこれを省略する。前者は犯罪型に於ける異常性の研究には餘り重要でなく、後者は先きに分類した犯人の五つの型のどれかに屬するものと考へる事が出来るからである。

さてダンテの『神曲』は昔から非常に犯罪研究者の注意を惹いたものである。それは現世の不正行爲と來世の刑罰とを示してゐる。ダンテは刑事組織と犯罪及び刑罰の分類とを想像し、地獄篇第十一の三十二行目から六十六行目までにこれを要約してゐる。彼は犯罪には二種類ある。即ち暴行の罪と詐僞の罪とである、と云ふ眞實の且つ根本的の原理から出發してゐる。が、ダンテの犯罪觀は、主として舊派の犯罪學者にとつて興味があるので、吾々新派の者

にとつては比較的得る所が少い。舊派の人々は犯罪と云ふ抽象された概念を重んじて、犯罪者の具體的研究には疎かつた。即ち抽象的に犯罪に種々なる段階を設定して、一々これに相應する刑罰を當嵌める——豫め一定された犯罪に對して豫め一定された法條を探し出す——のが彼等の仕事であつた。オルトラン、カララ、アベツグ、カルミニヤニ、ニコリニ等舊派刑事學者の興味が、『神曲』に向つて注がれた理由はこれに在る。

新派即ち實證派乃至人類學派の犯罪學者は、犯罪者其人の心理、行動を描いた悲劇とか戯曲の中に心理觀察の一大寶庫を見出すのである。希臘悲劇は殆んど凡てが殺人と近親相姦とを織り交せてゐる。運命の不可抗力を示した古典悲劇の好適例たるエヂプスにそれが表はれてゐる。エヂプスが生れた時の神託に、彼はテーベの王なるその父ラユウスを殺して、その母なるジョカストと夫婦になるであらうと豫言されたので、彼の兩親はこの難を避けやうとて彼を棄てて了ふ。ところが彼は牧者に拾はれコリントに至つて成人し、やがてテーベへ行く途中でそれとは知らずして父

を殺す。それから彼はスフィンスタの呈出した謎を解いてその報償として女王ジ・カストと——無論母とは知らないで——婚するやうな破目になる。さうしてこの近親相姦の結婚からエテオクル、ポリニース、アンチゴニス及びイスメーヌが生れる。しかしエチブスはやがてこの不倫の行ひを發見して、絶望の餘り盲目となる。彼は放浪の旅に出て、長い間諸方をさ迷つた後森の中で死ぬ。

希臘悲劇に於てはいつも、近親相姦と殺人とが相伴つて出て來るのであるが、これはマニヤンの發見した科學的事實と相符合してゐる。彼によれば變質は、種々の譎妄の結合の工合によつて、一の事柄の中で色々な風に——この場合は近親相姦と殺人——表はれるものであるからである。この事實例はなほ希臘悲劇の中に見出される。近親相姦きよう、だいで殺し、子殺しなるメデアは、ユーリビデス、エスキロス、セネカ、エンニウス、コルネイユ、グリルバルツエル及び作曲家のテュルビニに取扱はれた。彼女(メデア)は魔法の力で以て、その戀人ヤソンの爲に金羊毛皮を手に入れてやる。それから彼女はヤソンと共に父なるコルキード・エテス王の家を逃れ、父の追求を遅らせる爲に弟のアプシストを殺してその屍の斷片を途々に突き散らして置く。メデアは犯罪狂なのであつて、嫉妬の爲にすつかり逆上して了ふ。實に彼女は、コリントで、自分の戀敵なるクレウズを、毒を仕掛けたマントに包んで殺して了ふ。そ

れからアテネに向けて出發する前、ヤソンへの面當ての爲彼との間に出來た自分自身の子供を刺し殺す。

近親相姦の他の例はフェードルであるが、これはユーリビデスとラシーヌによつて取扱はれた。ミノスの娘テゼーの妻なるフェードルには、自分の戀子のヒッポリトに懸想し自分の夫の側でヒッポリトを悪様に言ひ、遂ひにこれを死に至らしめる。が、やがて戀人を失つた絶望の爲に縊り死にをする。この例は生來性犯人と云ふよりは寧ろ激情性犯人の例である。彼女と同じくオレステスも亦激情性犯人である。これはエスキロス、ソフォクレス、ユーリビデス等によつて取扱はれた。彼(オレステス)は母の愛人と母その人クリテムネストルとを殺す。しかし彼が激情性犯人であつた證據に、彼は非常な悔恨の念に苦しめられる。怒りの神が彼を責めるので、彼はこの神を和める爲に、アポロの勤めに従つて、トリーードへアルテミーズの像を盗みに行く。彼は姉のイフィチエニーの助けによつて罰を逃れ、遂ひにミケーネの王となる。

希臘藝術には初期の頃から犯罪者の三つの型、生來性犯人と癡狂性犯人と激情性犯人とが認められてをり、且つその心理的特徴殊に二つの著しい特徴が認められてゐた。即ち激情性犯人に於ける悔恨と自殺と云ふ二大特徴である。(つゞく)

フェリーの「豫防と抑壓」論

本會囑託 垂水克己

はしがき

社會は社會より一切の犯罪を掃蕩し善世界を實現したい、若し一派の説の如く又過去數千年の史實の如く到底世に犯罪が絶えないもの——しかく人間は不完全なもの——とするならばせめて犯罪を最少限度に止めたい、との一の理想を持つてゐる。刑法は此社會理想の法律的方面に於ける最も強力なる發現に外ならない。社會の多數人は刑罰なくとも犯罪を行はぬ、然し多數人は刑罰あるが爲めに犯罪を行はぬ、少數の者は刑罰があつても犯罪を行ふ、更に少數の者は幾度刑罰を科せられても犯罪を累ねる、刑罰が現實的作用を及ぼしてゐるのは最後の二者であるが、近時、是等の者に對して刑罰は前示社會理想の爲めに果して何程の事を爲し得るやと云ふことが世界各國の問題となり、一面に於て刑政の改革が唱導實行せらるゝと共に他面に犯罪の一般的豫防政策が高調せらるゝに至つたのである。

此の「犯罪の一般的豫防手段」「犯罪の豫防と抑壓」と云ふことに關して想起するのは、現代刑法學界に燦然として輝やく伊太利實驗學派の權威エンリコ・フェリー教授の撰れたる所説である、彼は其著書 (Enrico Ferri, Criminal Sociology, Boston 1917) 中に於て何と説いてゐるか、乞ふ之を本誌上に紹介觀察することを許されよ。

一、刑罰以外の社會防衛手段を要す

フェリー教授は舊刑罰制度が犯罪を防止する力を持つこと甚だ少きことを論じてゐる、けれどもかの舊派のホルツェンドルフの如く「刑罰制度は破産せり」と斷定する者ではない、否、教授は刑罰の存在を肯定するのみならず「監獄

は安樂の地たるべからず」とさへ云つてゐる。同感である。茲に彼の刑罰に對する態度を窺ふことが出来る。彼が刑政の大革新を高調するの結論に出でたことは勿論であるが、彼は其唱道する如き刑政が實現された曉に於ても尙ほ刑罰の外に許多の社會防衛手段を必要とすると言つてゐる。即ち彼の次の説は刑罰（理想的刑罰すら）の爲し得べき限度を説く刑罰側面觀であつて、同時に刑政革新の方法を暗示するものと觀ることが出来る。彼は次のやうに説く——

「舊い刑事學者や立法者や世人は刑罰を以て犯罪防止に效能多き唯一の萬能藥だと思つてゐた、けれども今や刑罰は決してそんなものではなく犯罪を絶滅するに極めて局限せられたる力をほか持つてゐないものたる事が確定せらるゝに至つた、故に吾人は今後は須らく犯罪現象と其原因とを實證的に觀察して社會防衛の別手段を考へねばならないのである。家庭や學校や會社其他世の中に於ける日常生活より得る無数の經驗と社會變遷の事實との教ふる所に依れば、凡そ人の感情を出来るだけ無害に爆發させるには、之を正面から攻撃するよりも、寧ろ、翫手より忍入つて其源を抑へ

るに若くはない。

ベンサムは昔英國では早飛脚がいつも酔拂つて運送物を遅延させ世人を弱らせた、之には重い罰金刑が科せられてゐたけれども何の甲斐もなかつた、然るに一度旅客運送に郵便を引受させることとするや飛脚の犯罪は跡を絶つに至つたと云ふ事を述べてゐる。都市の便宜な處に庇護所を設ければ乞丐浮浪亂醉の徒は罰金や拘留に依るよりも一層よく街上より姿を消すであらう。獨逸の大學では教授の位や年功に依らず其學生數の割合に依つて、即ち多數の學生を集める善い教授には比例的に多くの俸給を與へると云ふ方法を採ることに依つて教授間の嫉妬や不平を大いに減退せしめた。工場主は従業員に怠慢を罰するよりも多少でも儲けに應じて利益を與へる方が彼等の勤勉と良成績とを得る所以である。

「又、教授や裁判官や雇人等は其勤続年限や階級の上下等に依ることなく彼等の發表した業績の進歩や取消されずに通過した處分や訴訟事件の數等に依つて彼等の俸給を上げることが彼等の勉強と熱心とを鼓舞するものである。労働者

は日給制よりも仕事の舉り額に依る賃銀制を喜ぶこと人の知る如くである。子供の悪戯は叱つたり罰したりして子供の精神や衛生の上に惡結果を與へるよりも之に適當な遊びをさせる方が止まるものである。同様に精神病院や監獄に於て労働をさせることは鐵鎖よりも有效なる紀律と秩序の手段である。一八九一年三月十四日の議會に於て文部大臣

正當であるが、吾人をしてもつと正確に言はしむるならば刑罰と云ふ直接反射的衝動に頼るよりも、先づ、犯罪衝動の抑制と間接豫防との手段を發見する方が一層裨益する所が多いのである、何となれば一旦犯罪衝動が發現した後は彼等に對して、甚だ僅かの制遏力を有するのみの且つ法律上の心理的威嚇として何等効果を奏せざりし後に用ゐらるゝ所の刑罰を科して之に對抗することは無益なからである。刑罰は社會防衛の一手段として其使命を果たすこと甚だ貧弱なものであるから、今や秩序の共同生活に對する社會の要求を満足させるためには刑罰に代つて犯罪を絶滅せしむべき他の方法に頼らねばならなくなつて來たのである。」

二、刑罰と代刑手段

次に彼は代刑手段の觀念と方法を明かにしてゐる——

「此根據よりして余の所謂「代刑手段」(Substituted Penalties, equivalents of penalties)の觀念が浮ぶのである。社會組織は急激に其經濟的基礎、從つて其道德的、政治的及び司法的基礎を社會主義的社會學の主張する理論と計畫

とに従つて變改せらるることは先づなからうから、此等の代刑手段が採用せらるゝならば其犯罪豫防の有效なる效能を發揮し得る範圍内に於ては必ずや犯罪は全く行はれざるに至るであらうと吾々は斷言することが出来る。換言すれば犯罪の豫防は刑罰に依つて達せられるのではなく、是等の代刑手段に依つて達せられるのである。而して此代刑手段とは其實效を奏する限りに於ては、全く刑罰を無用に歸せしむる所の刑罰の代據物であつて、刑罰と相俟つて、共同作用を營む機關ではないのである。然し乍ら犯罪を一の客觀的刑事現象として觀察するときはそれが自ら一定の自然律に支配せられ、一定の最少限よりも少くならないと同時に又、一定の最高限よりも多くはならない（社會の犯罪的飽和 (Saturation criminalite) のものであることを知る。社會には犯罪飽和の定律があつて、之に依れば、如何なる社會構成手段を採つても社會には必ずや人類學的原素に由來する最少限度の自然的及間歇的犯罪が有る（蓋し世の中には一として完全無缺なるものはないから——）故に此最少限の犯罪の爲めにのみ（余の提唱に従つて革新せられたる）

刑罰は時々起る避け難き犯罪（悪性の發現に對しての最後の止むを得ざる障礙物となる譯である。余の唱ふる刑事社會學の新説に従つて、代刑手段が一度採用同化せられたならば、それは社會の犯罪分子に對する特別の消毒劑となるであらう。そしてそれは此社會改革に達する爲めの實行的な且つ漸進的な改變手段として役立つであらう、社會改革の爲めには此等の手段を間接な廻りくどい姑息な手段として取扱つたり、或は改革の渴望に堪えざるの餘り此實行的な漸進的忍耐を排斥したりして之に反對することは正道ではないと思ふ、何となれば社會生活に於ても進化的法則に従つて實行的忍耐はしなければならぬからである。社會と云ふ有機體は動物有機體と同じく部分的形體變化を爲し得るに止まるものである、然し其部分的變化が積り積つて且相互に補足し合へば遂に全然舊態を改めた社會進化の別形態を形成するのである。去り乍ら刑罰に代るべき此等の手段は決して社會改革の窮極目的たるべきではなく、寧ろ今日とは餘程異つた新社會秩序への出發點でなければならぬ。代刑手段説 *The theory of equivalents for penalty*

を正當ならしむる唯一のものは實に此新秩序であり、其唯一の有効なる功用は此秩序を成就し得ることである。斯くの如くして生産手段と労働との聚積的所有を採用することに依つて、そして斯の如く、何等かの方法に依つて其日の労働を終つて其義務を盡した總ての人間（小兒や病人を除き）に對して眞箇に人間らしい生活を保證することに依つてフュンシー Fauchet の所謂「犯罪の三大源泉たる極富、極貧及怠惰」を枯渴させて終ふことが出来ると思ふ。

「然らば代刑手段として如何なる手段を執るべきか、私は提言として次の如く言へば足りる——大は社會組織の根本制度より小は其枝葉の詳細に至るまで、一切の社會組織の上に立法的處分（政治的、經濟的、民法的、行政的及刑罰的の）に於て次の様な方針を與へることを必要とする、即ち人間の活動力が無効な抑壓に依つて威嚇せらるゝことなく、絶えず間接的の通り方で「犯罪なき正道」 non-criminal ways に誘導せられる様な、又各人の精力と欲望との自由なる發散を助け各人の自然的性行が他人を害することを出来るだけ少くし、各人が犯罪の誘惑と機會とに遭ふことを出来る

だけ少くする様な方針——を與へることを必要とする、と此代刑手段の基礎觀念はスペンサーも言ふ如く社會學者や立法者が如何に生物學及心理學の知識を備ふる必要のあるものであるかを語るものである。代刑手段が刑事社會學の一般原則の一部としての學說上及び實行上の價値を判定する爲めには其手段の詳細の説明よりも（實行手段の詳細に至つては未だ完全せぬ又議論の餘地もある）寧ろ其の基礎觀念の方を考へなければならぬのである。そこで私は是から述べやうとする代刑の諸手段に就ても果して效能が如何程まであるものかの點に至つては、之を實驗した人や専ら論究した人達の所説に従つて置きたい、そうして喜んで彼等の觀察に注意を拂はうと思ふ。然し兎も角余の説は實質に於て世の刑事社會學者の容るゝ所となつた。余の説は代刑手段の原則を絶對的の意味に取り犯罪防止の萬能藥と考へられるときに尤もものではなく、余が最始より言ふ如く之を立法及行政に際しての方針、心得及び慣習として考ふるときに始めて正當なのである。斯く考ふるときに、古代的な刑罰萬能論は退けられ、又社會の病的現象に當面し

たる場合賢明なる立法及行政は決して新刑を制定したり刑を峻厳にしたりすることに限るのではないこと、却つて病的現象の源因を探究し以て之を除去し發散せしめ稀薄にし因つて其惡結果をもつと有効に阻却するに若かざることを知り且つ實行し得るのである。」

三、代刑手段の一斑

以上はフエリの代刑手段に關する根本觀念である。彼は此觀念より出發して次に社會の諸方面に亙る數多き實行手段に考へ及んでゐる。其手段の詳細に至つては固より彼自身も「未完成であり議論の餘地が多い」と言ひ、將來の實驗と研鑽とを待つてゐる、成程甲罪を防ぐ手段が意外にも乙罪を誘發しないとは限らない。然し彼の擧ぐる所の實例は洵に暗示に富み研究に價するものであるから今左に其梗概を瞥見しよう。

第一 經濟的調和

自由貿易は財産罪に對して直接の關係を持つてゐる所の不景氣と食物の暴騰とを救ひ、刑法よりも善く一團の犯罪

を豫防する。或種の生産の機械的獨占は實に違犯罪を増加せしむるのみならず、財産及人に對する他の諸犯罪を醸成する。十九世紀末シシリーに於て煙草栽培の禁があつた時其實例がある。移民は本國をして貧困や精力の不均衡の爲めに犯罪に陥り易い人間を發散させる安全弁である、愛蘭に於て常習犯の減少したのは刑罰の効果が擧つたからではなく、實に四割六分も増加した所の免囚の殖民に因るのである。私は伊太利近年の犯罪を研究し、一八八一年及其後數年の犯罪の減少は冬期溫暖なりしこと、豐年なりしことにも因るが、移民の激増にも因るを知つた。嚴罰を科してあつた密輸入は、關稅の輕減以來著しく減少すること佛蘭西に其例があつた。アダムスミスが「人民を誘惑して置き乍ら密輸入を罰し又誘惑することに依つて處罰の度を加へる様なそんな法律は如何なる正法の原則にも反するものである」と言つたのは至言である。人の必須品よりも富の手段である様な物に、所得に比例して輸入税を課するならば刑罰の防ぐことを得なかつた是等の組織的な詐欺を粉碎し、公權抵抗や亂暴の絶え間なき原因であつた所の誇大せ

である

られた在來の國庫制度を匡正することが出来る。Frosterも不合理的な入市税の爲めに存する不正生産は前示の如き正當な輸入税を課すると同時に跡を斷つことを述べてゐる。一八七二年佛蘭西の統計に於て通商詐欺の増加したのを見ても Marché は言ふ、是等の犯罪は單稅の結果であるから原因を止むるに非ずんば結果を防ぐことは出来ない。饑饉及嚴寒の年に遲滞なく赤貧者に公の勞働を與ふことは身體財産安寧に對する犯罪の増加を防ぐ、其實例は一八五三、四、五年の佛蘭西にある。

次にフエリは酒精が犯罪に對して如何に直接間接の

恐るべき原因を爲してゐるかを統計に基き科學的に論證すること詳細を極めてゐる、然し酒精と犯罪に就てはフエリの本著以後世に幾多の研究があり、今日では結論として酒精の犯罪性や禁制の必要は廣く一般に認識せられてゐると思ふから今は全く説明を略する。要するに彼は飲酒を禁ずべし而して禁酒の唯一の有効手段は最早たゞ人民生活程度の向上(勞働時間の短縮、報酬の増額、家庭快樂の増進、健康なる娛樂、酒場に代る劇場等)より外にないと言ふの

硬貨を使用して紙幣を廢すれば偽造罪が減少する、鑄造硬貨は鑄造紙幣よりも看破され易い。硬貨の使用は高利貸の増減に刑罰以上の影響を持ち、人民農業信用制度、農村銀行其他の經濟的手段は高利貸嚴禁法よりも遙に有効に高利貸を防ぐ。公立保證の利率の低減は資本を融通して破産詐欺、偽造の罪を防ぐ。同様に銀行や株式相場に關する犯罪は投機や株式取引所に關する經濟的方法、銀行の調節に依つて「巨富の罪人」を防遏するの力少かりし刑法法典に依るよりも大いに減少する。社會的職能上の必要と一般經濟條件とに比例する俸給は投機や行賄を防止する。公の安寧を掌る公私の役所會社等の勤務時間を制限すれば刑罰を以て過失殺傷を取締るよりも一層よく災害を豫防することが出る、一八八一年九月ミラノ附近に起つた列車の衝突は鐵道従業員が過勞の爲め居眠をしたに因る。禁錮刑に依る威嚇も彼を居眠より止めることが出来なかつたのである、道路、鐵道、電車及び都會の集合することは Despine や Lombroso も言ふが如く、孰れも犯人の交際、結社を消

滅せしむる原因となり掠奪や持兇器剽盜の數を稀ならしめ
る。Burgess の檢察官 Carlton は嚴冬の間貧しい村落に薪
を分配することを試みて能く憲兵や牢獄以上に田舎の剽盜
を防止した。家屋や廣い街路の建設、街燈の擴張、下賤區
域の限縮、宿泊所の設立は夜盜剽盜強迫及び贓物の受渡を
法律よりもよく豫防する。多くの剽盜や其他の犯罪は若し
すべての家屋がアパートメントに近づくには門番の所を通
過しなければならぬ様な構造になつてゐたら防がれるで
あらう。多くの都市ではアパートメントの扉に用心鎖を使
用することが夜盜や剽盜の有效な障壁になつてゐる。佛蘭
西で試みた荷物檢問の爲めのエツクス線の使用は往々常人
でさへ遺る無数の輸入詐欺を豫防し、時に煩瑣な法律を制
定することの反對理由とさへなる。低廉なる労働者の家屋
之を廣くしては(貧困なる家族の過度の密集を防ぐことに
依る)都鄙住居の衛生警察、行政は彼等の衛生を向上せしめ
同時に背徳な行爲や犯罪を避けしめる。相互扶助組合、災
害、養老基金及び雇、傭主の民事責任、負擔等が工業上の災害
に際してもつと良く且早く活用せられ、又人民の爲めの商

業及貯蓄銀行や雇傭委員が労働の形に於て彼等を補助する
ならば刑法法典よりもつと有効に身體財産に對する機會
的犯罪を豫防するであらう。乞丐及浮浪者豫防の諸手段は
同時に彼等が屢々行ふ所の犯罪を豫防する代刑手段である
次に飲酒や孤兒と共に浮浪 Vagabondage も亦犯罪の一
大原因である、失業者と犯罪者との中間に位し或範圍内に
於て乞丐を伴ふ、其特性は怠惰に非ずして一定の住所と一
定の職業とを持たぬ點にある。他の社會の病的現象と同じ
く浮浪も亦人類學的、醫學的及社會的原素を持つてゐる。
人類學的原素としては一種の生物的虛弱、神經衰弱又は精
神病 (Carthachonia or Psychasthenia) であらゆる正規的仕
事に對する打ちも難き厭惡の原因をなし、往々放浪自動力
の病型をさへ呈する所のものである。醫學的原素としては
主として氣候で其溫和なるときは生活を營養的にし睡眠を
容易ならしめる。社會的原素としては健康體を有するすべ
ての成年者に多少の差こそあれ保證せられてゐる所の労働
條件である。さて浮浪と犯罪との關係を知り其救済策を發
見せんには Howard 及び Carlebach の研究に従つて其太古

より今日まで進化し來つた跡を探ねねばならぬ。太古遊牧
時代の人類は水草を逐つて移轉した、放浪は社會の正規現
象であつた。近代に及んで移民と産業の發達に因る労働者
の浮浪傾向とが現れた。立法者は浮浪に對して豫防手段抑
壓手段を講じたが、常に刑罰に依つた、一八九一年のベル
ヂックの法律は其適例である、同法は浮浪者を悪性及慢性
(vicious and chronic) 浮浪者 (慈善院 Almshouse に收容)、
機會性 (occasional) 浮浪者 (保護宿泊所に收容) 及び少年浮
浪者 (Juvenile vagabonds — 慈善居留地 Charitable settle-
ment に收容) に分類した、同法の目的は刑罰を科する代
りに彼等を看視することであつたが、浮浪は抑壓や豫防警
察に依つて律せらるべき限りにあらず、爲めに實際此目的
は甚だ不完全に叶へられたに過ぎなかつた。さて英國では
毎年平均七億七千五百萬人の旅行者があるが、露國では僅
に三千八百萬ほかない。即ち金持や商人や労働者の旅行は
産業の發達と共に増加する。故に現代では原始時代に還へ
り、放浪は社會の正規現象となり、間歇的若くは通常の犯
罪より分離し、歩一步進化的若くは政治社會的犯罪に近づ

く傾向を持つて來た、従つて刑法を以て放浪現象を喰ひ止
めたり或は減らしたりすることは不可能である。或二、三
の國では刑罰や警察取締の代りに例へば失業者の爲めの勞
働殖民地、宿泊所、孤兒及出稼徒弟の爲めの救護莊在所
(獨逸の如き) 等の經濟的手段を採用した。然し乍ら浮浪に
對する唯一の急進的救済策は飲酒と同じく經濟組織の革新
より外に無い、經濟的新組織こそ失業と浮浪との原因を止
め(病的浮浪の稀な個々の場合を除き) 以て其社會的蔓延
と犯罪醸成作用とを抑壓することが出来るであらう。労働
の社會化が(生産手段の社會化を以て) 萬人に労働の權利
のみならず労働の義務をも與へる時代が來たならば現在見
るが如き傳染病的形態の浮浪は最早や有り得ざるに至るで
あらう。

『以上を要するに、經濟的調和に就て自分は斯う言ひたい
聰明なる社會的立法を爲し、形式的革新に因はれず實質的
革新を重んじて、眞面目に之を實行したならば茲に事實上
の代刑諸手段の法典が作られることとなるであらう。(今日
の英國は其證據である) 』
『そして是れこそ最大多數階級の
異常經濟狀態を決定する犯罪衝動の總體を有利に防止す
ることが出来るであらう、と。』——續——

監獄教育論 (承前)

輔成會囑託 大澤 眞吉

第二節 監獄教育の客體

教育の客體とは一般的に主體の施す教育を受け容るゝ状態にある未成熟者を云ふ。而して未成熟者とは心身の未だ十分に發達せざるもの、即ち兒童、少年及び青年を云ふ。又之を性に依り區別するときは男子と女子にして、能力に依り之を區別せば高能兒通常兒及び低能兒となるべし。

監獄教育の客體は十四才以上十八才未滿の受刑少年なり(例外として二十三才未滿者を含む)、其能力より見れば低能兒若くは之に類似の者多し。低能兒とは普通兒に比して其精神能力の劣等なるものを云ふ。其原因は遺傳に由り先天的に劣等なるあり、環境に由り後天的に劣等となりたるものあり、即ち生物變異性の現象の如く不良なる四圍の状態に感染し犯罪的變異性を馴致したるもの多し。

低能兒は之を分ちて三種とす(一)遲緩性低能兒(二)興奮性低能兒(三)悖德性低能兒即ち是なり。遲緩性低能兒とは注意力缺乏して舉動遲鈍なるもの。興奮性低能兒とは舉動敏捷なるも注意散漫に流れ輕躁の傾向あるもの。悖德性低能兒とは知力に比して著しく道德意識の缺乏したるものを云ふ。少年監の統計に據るに、受刑少年の中には此の悖德性低能兒多數を占むるが如し。

低能兒を生ずる原因は、今日に於て未だ全く明瞭ならずと雖も、遺傳、親の大酒、親の結核、胎生期の障礙、血族結婚、出産時の障礙、頭部の外傷、榮養不良、後天的疾患、新陳代謝機能の異常、重

き腦疾患、幼時の精神病等を列擧するを得べし。(拙著少年犯罪論二一六頁参照)

監獄教育の客體は悖德性低能兒其多數を占むるものとせば、之に對して少しく解説を要すべし。

抑も悖德性低能兒とは道德意識の著しく缺乏したるものなり。倫理學に於ては吾人の心意全體が道德的活動を營む時の意識状態を良心と云ひ、意識は知、情意の三方面を有す、従つて良心にも亦此の三方面あり、知的要素、情的要素、意的要素即ち是れなり。而して良心が活動する場合も亦此の三方面に分岐し知的作用、情的作用、意的作用となる。

良心の知的作用とは正邪善惡を判斷する作用にして、道德的判斷の標準に合する行爲は正なり善なり。之に反する行爲は邪なり惡なり。良心が此の正邪善惡を定むるには行爲の事前に之を爲す場合と行爲の事後に之を爲す場合とあり、其何れの場合なるを問はず行爲に對して斯くの如き判斷を與ふるものは良心の知的作用に由るものなり。

良心の情的作用とは行爲の判斷に伴ふ情的活動にして、事前若くは事後に發し事前に發するものは義務の感となり正善なる行爲の實行を促がし、邪惡なる行爲の實行を抑制す。事後に發するものは正善なる行爲の實行に對して快感を生じ、邪惡なる行爲の實行に對して嫌惡の情を生ずるものなり。

良心の意的作用とは正善なる行爲は之を實行せんとし、邪惡なる行爲は之を回避せんとする良心活動の終結にして、且最も大切なる作用なり。蓋し正邪善惡を辨別すること敏捷にして之を感受すること痛切なるも、其の實行の能力を缺くときは道德上の價値なきに至るべし。

良心は常に吾人の行爲に對し嚴格なる審判を與へ、或ることは之を爲すべく或ることは之を爲すべからずと命令す、之を良心の命令と云ふ。而して良心は此の命令に對し偉大なる權威を有し、吾人に

服従を強要す。若し良心の命令に背くが如きことあらば良心は直に吾人に責罰を加ふべし。

良心の權威に關する桑木文學博士所説の一端を援用せんに曰く「吾人の日常の行爲に及ばず良心の權威は甚だ強盛なるもので、人の目を偷むことは易いけれど良心の目を掠めんことは甚だ易くないのである。良心は吾人に最後の判決を與ふるもので、良心の判決に對しては控訴も益なく上告も效がない。良心は人生の種々の事件の生ずる有力なる原因となるものであるから。人生を描寫する小説戯曲如きことあらば、多くの場合に於て善良ならざる人としなければならぬのである。明かに良心の痲痺を證するに足るもので、苟も理想の高尙なものは決して自己の行爲に満足するものではないのである。毎に悔ひ常に愧ぢ自ら憤り自ら責む、これ其の人の理想の高尙なる所以で、多くの場合に於て常人は常に良心に苛まるゝを良しとするのである。若し人ありて吾に良心の苛責なしと云ふ人あらば、それは上智上根の聖人にあらずんば下愚下凡の惡人である」と(桑木博士著倫理學講義)

然り博士の所謂下愚下凡の惡人が良心の痲痺に由り、犯罪に陥り入監するに至りたるものにして、斯かる少年を客體とする監獄教育が其効果を奏するに、困難なるは他の特殊教育に比して數倍なること固より當然なりと云はざるべからず。

第五章 教育と行刑

凡そ特種教育は特別の事情ある未成熟者に對して施すところの教育にして、之を普通教育に比すれば、特別の形式に依り特別の目的を有するものなるも一般に複雑ならず、然るに特種教育中獨り監獄

教育に在ては、其客體は受刑少年にして之に對し教育を施すと同時に刑罰を執行し、一面に於ては教育の目的を達せんとし、他の一面に於ては行刑の目的を貫かんことを期するものなるが故に、兩者の間に複雑の關係を生ずることを免かれず。

等しく不良少年なり、又は犯罪を爲したる少年なり。然るに感化院に於て教育を受くるものと、監獄に於て教育を受くるものとは全く其趣を異にす。近く少年法及び矯正院法の實施せらるゝに及んで、更に矯正院教育なるものを生ずべし、即ち不良少年に對する特種教育は(一)感化教育(二)矯正院教育(三)監獄教育の三種となるべし。而して茲には先づ感化教育と監獄教育とを比較し、其相異なる點を指摘せんが爲め、全國唯一の國立感化院たる武藏野學院の實況を略述すべし。

武藏野學院は埼玉縣北足立郡大門村に在り。院の所有地は三萬四千七百七十七坪にして、山林あり、圃場あり、學校、醫局、病室、木工教場、寄宿舎、家族舎、院長舎、職員舎等に別かれ、家族舎は五棟にして寮と稱し、各寮に寮長あり、最初入院せし者は二三ヶ月間寄宿舎に入れ、其後家族者たる各寮に移すものとす。各寮にては生徒に順番にて炊事其他の家事を分擔せしめ、一乃至五の組に區別し、智能の程度に依り各分屬せしむ。即ち一の組は低級の者。二の組は尋常一年乃至三年の者。三の組は尋常四年乃至六年の者。四の組は高等科の者。五の組は中等科の者とし、學科の上より區別す。組には主任あり。主任は讀方及び算術を擔當し、他の科目は専門教師之を擔當す。

學科は多期に在つては午前中三時間午後實科四時間半とす、四五月頃は學科四時間にして體操は一週に三時間なり。體操は普通及び兵式體操にして、遊戯はベースボール及びテニス等なり。

入院者に對しては職員其地方に出張し、親しく其家庭に就き、教養狀態を察し、或は市町村役場警

察署若くは小學校等に就き兒童の身上に關する調査を爲したる上、院の制帽及衣袴を着せしめ、之を院に伴ひ來り、院長より教養の旨趣につき戒告を與へ、能く院の綱領を遵奉し、學業に勉勵し且つ過去の經歷に就ては猥りに之を口外せざる様宣誓せしむと云ふ。(拙著少年犯罪論三二九頁以下參照)此の點は實に感化教育の一大特色にして、入院少年は入院と共に既往の罪科失行を遺忘し、心身を一新し、恰も死者が蘇生せし觀念を生じ、院規に違ひ教育を受けしめ、院の職員も亦彼れ等の過去に於ける經歷を離れて教育す、茲に於て理想的感化教育を施すことを得べし。

然るに監獄に於ては受刑者に對して施す教育なるが故に、固より感化院に於けると全然相異なり、行刑と教育と常に對立し教育の主體は教育の實績を擧ぐることを期すると同時に、刑罰の恐るべきことを銘肝せしめ、以て累犯を防止することを努むべし。

又武藏野學院に於ては各寮舎、官舎、職員舎を一括して、之を一箇と見做し、且つ之を輝日朝日及び春日の三大字に區分し、各寮舎生徒及び職員家族は夫々各大字に屬する村民として、隣保相助の誠を致し、協力一致して村内の共同事業に従事し、又少年會を組織して公益、土木、衛生、娛樂等の事に當らしめ、以て社會的生活の美風を涵養し、兼て自治の要諦を體得せしむるものなりと云ふ。又毎月一回雜誌「武藏野」を刊して回覽せしめ、圖書室内に特に院生用文庫を設け、生徒の閱覽に供し、時々全寮談話會、音樂會、活動寫真會、運動會、野球、遠足、全寮會食、端午の節句、花祭、七夕祭、觀月會、栗拾ひ、餅搗等を催し、以て院内生活に家庭的情味を横溢せしめ、嬉戲談笑裡に生徒の智能を啓發し、徳性を涵養するの資たらしむるものなりと云ふ。(拙著少年犯罪論三二一頁以下參照)夫れ斯くの如く感化教育は温情を主とし、社會的生活に順應すべき習慣を建設せんことに努むるも

監獄教育の對照は自由を剝奪せられたる少年受刑者なるが故に、教育上の温情主義も亦刑罰の威嚴に隔斷せられ貫徹すること能はざるは己むを得ざる次第なり。抑も人類は社會的本能を有し、孤獨の生活を爲すこと能はざるは己に幼兒の時代より其象徴を現はすものにして、幼兒は寂寞を嫌厭し、兄弟互に相親み又は朋友を求めて游戲するを好み、其成長するに従ひ益々交游の範圍を擴張し、交情を濃厚にし、因て以て社會適應性を養成す。故に學校教育は勿論、感化教育に在ても此の本能を發揮すべく指導誘掖するものにして、武藏野學院の施設の如きも蓋し此の主義に據るものなるべしと雖も、監獄に在ては必しも然ること能はず。一定の期間獨房に拘禁し、又は一定の時間獨房に監禁するは社交本能に背反し、受刑少年の最も苦痛を感ずるものなりと雖も行刑の目的を達するが爲めには必要なる手段にして、獨房に在ては既往の經歷を沈思默考し、以て其過誤を悔悟せしめんとするものなり。學校教育に在ては教師と生徒との間は極めて親密にして、生徒が卒業の後と雖も兩者の關係は敢て變更することなく、生徒たりし者は母校に出入し、教師を敬慕し、教師も舊生徒を親愛し、永く其關係を持続するを常態とす。

然るに監獄に在ては全く之に反し、教師其他教育の主體は温情を以て教養すると同時に、受刑者をして再度來つて教化を受くべき所にあらずとの信念を抱かしめざるべからず。是れ教育と行刑と其目的が互に交叉する點にして、監獄教育の最も困難とする所なるべし。

監獄の教育と、行刑とは相分立する場合あり。又は並行するを得る場合あり、教場には在ては被教育者をして恰も學校に在ると異らず、全く受刑者たるの觀念を遺忘せしむるを要す。之に反し作業の場合には其作業を利用し、若しくは其機會に乗じ適當の訓戒を爲すことを要す。川越分監に於ては監外

の作業として現に耕耘に従事せしむ、此等の場合に教師其他の教育主體が自然の風光山野の景物に對し説明を爲し、又は動植物等に對し科學的の解説を下し、生産上の智識を啓發するが如きは極めて有益なりと信ず。監獄法第二十四條に「作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス、十八才未滿ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス」とあり。此の法意に徴すれば、作業の機會を教育に利用するは敢て妨げなきものならん。要するに監獄教育は行刑の目的及び其手段の範圍内に於て教育學の原則に基き、其方法を定め以て受刑少年を指導せざるべからず。而して指導とは一定の連續せる進路を保ちて嚮導的扶助を爲し、被導者の行爲を調節し又は統御する教育の根本的職分を意味し、強制の意味に於て制御の觀念を有すべきものに非ず。然りと雖ども受刑少年に對しては行刑の範圍に屬する制御は固より當然にして之を避くるは不可能なり。

曾て來朝せしコロンビヤ大學哲學教授ジョン、デユウイー氏の教育哲學概論中指導者としての教育と題する一節を援用せんに、曰く「吾等は馬を水際に引張つて往くことは出来ても無理に水を吞ますことは出来ない。又人を懲治檻に閉込めても彼れに悔改を強ひることは出来ない」と云ふことを忘れて、往々何か優越力を以て直接に制御しよふとする。他人に對する斯様な凡ての直接干渉行爲に於て吾等は物質的結果と道義的效果とを區別せねばならぬ。人によつては彼れ自身の爲めに無理に食物を攝取したり、無理に一室に閉ぢ込められてゐる必要があるであらふ。又小供は火傷せぬ様に火の端から粗暴にも奪ひ去らるべき必要があるであらふ。然し之に由りて必ずしも性向を鍛練し教育的効果を齎すものとは云へない。荒々しい命令的の言葉は兒童を火の端から遠ざからしむるに效あるであら

ふ、又言葉によつて其兒童を粗暴に奪ひ去つたのと同様な外的の結果を生ずるであらふ。乍併ぢちらの場合に於ても其處に何等道義的の服従はあり得ない。一室に閉ぢ込むることによりて囚人が他人の自宅に侵入しない様にするは出来るが、彼の泥棒根性を夫れによりて矯正することは出来ぬ。肉體的或は外的な結果と教育的な效果とを混同する人達は、兒童が期待された結果を齎す爲めには指導者自身も同時に其結果を齎らす事に参加せんとする傾向を持てるものなるべきを必要とすることを忘れ兒童を正しき道に就かしむる強烈な内的の傾向を兒童自身の内に發展せしむる機會を何時も取り逃がしてゐるのである」と。又曰く「或人の持つてゐる慣習や規則は幼少者の行爲を指導し或は喚起するやうな刺激を與ふるけれど、結局年少者は其指導に参加して自己の行爲を決定するのである。嚴格な意味に於て何事も兒童に強ひて無理に行動せしむることは出来ない、此事實を見通すものは即ち人間の天性を誤るものである。されば兒童の本能や習癖を利用して彼等を指導するは賢い遣り方であり、又經濟的な方法である。適確に云へば、凡ての指導は只方向轉換である。そは既に一の進路に進みつゝある行爲を他の方向に轉せしむることである。されば如何なる勢力が既に働きつゝあるかを辨へざる者は、屹度指導の方法を誤るであらふ」と(帆足理一郎氏譯教育哲學概論)

此の意味は優越力を以てする制御は物質的結果を生ずるを得るも道義的效果を生ずること能はず、賢明なる指導は兒童の本能習癖を利用し方向を轉換するに在りと云ふ微妙の言なりと云ふべし。故に行刑上少年を物質的に制御するは已むを得ざるの事なるも、之れが爲め道義的效果を奏すること能はざる所以を理解し、教育に重きを置き少年の本能習癖を利用して其不良性を矯正するに努めざるべからず。

するものを採つて行けば宜しい譯である。それ故特別に教授の最近目的なるものを置く必要を認めぬと云ふのである。

斯の如く考へ來れば、教授なるものは二つの方面の要求を持つて居ることになる。其の一つは主觀的方面に屬する要求であつて、他の一つは客觀的方面に屬する要求である、その主觀的方面に屬する教授の要求とは如何なる事があるかと云ふに、教授其ものは教育の目的を達する手段であるからして、教育の目的である所の人間らしき生活を送る上に於て如何なる種類の知能を啓發して行くのが必要であるか、即ち主觀的に各自の知的方面に於て如何なる能力を開發して行くべきかと云ふことが教授の一つの任務である。尙それを分けて云へば、注意作用と云ふことが教育の目的を達する上に必要なものである、其の注意と云ふものを如何にすればよいか、又想像と云ふ作用も工夫を爲す上に於て又學問を爲す上に於ても必要であるが、其の想像作用を發達するには如何にすれば宜いか、又記憶は如何にして養はるべきか、推理作用は如何にして養はるべきかと云ふ様に、各自の精神の知的發動を啓發して行くこと云ふ事は教授の任務の一つに違ひないのである。このことは從來の教育に於ては、或は重きを置かぬと云ふこともあつたかと思ふけれども、吾々が教育の教授の任務と云ふものを考へて見れば、是非此の方面にも注意しなければならぬこと、思ふ。單に或る種の知識を授けると云ふ事だけでは教授の目的が達したと云ふのではない、其の主觀的方面を考へて見ると、矢張りその人の知的能力を養ふと云ふことに注意をしなければならぬ譯である。ところが實際それが出來て居らぬから、學校を出た人でも割合に推理の力が進歩して居らぬといふこともある。何せならば偶然にその生徒が推理の工夫を自分で養つて居れば、その作用が發達して居ることもあるが、特にそれを啓發培養すると云

ふことがないならば、所謂教授の主觀的要求の方面が缺けて來ると云ふことは自然の勢である。偶然に知的能力の養はれて居る場合もあらうけれども、教授の際に組織的にそれに工夫を用ゐないならばこの方面のことが怠られて來る譯である。かゝることは宜しくないと思ふ。教育と云ふものゝ目的よりすれば、知的方面の能力を養つて行くこと云ふことにも是非注意しなければならぬ譯であります。

而して他の一つの方面は何んであるかと云へば、必要な知識を被教育者に授けると云ふことである。このことは前とは違うので、人間の活動を全うする事の爲めに、如何なる精神的財産が被教育者に傳へられねばならぬか、これだけの事は記憶して居らなければならぬとか、これだけの事は理解して居なければならぬと云ふ風に、客觀的の精神的材料を被教育者に授けて行くこと云ふことである。即ち此の種の知識が備はつて居なければ、被教育者はこの世に於て活動は出來ない。例へば數學の心得のない者は會社に雇はれても會社員としての働をすることが出來ぬ。それであるから會社員となりて働かんとするものは數學を學ぶ必要がある。又世に立つて行くには歴史的、地理的知識を有つて居ると云ふことが必要であるからしてこれ等の客觀的方面の必要をも満たさなければならぬのである。それ故教授と云ふものは其の二つの方面の要求を満たすと云ふことを目的として居れば宜しい。而して其の二つの方面は何を標準として行けば宜しいかと言へば、矢張り教育の目的である所のものを標準としてその要求に應じて二つの方面を顧慮して行けば宜しい譯である」と「吉田博士著系統的教育學」更に説述すべきはヘルバルト派の興味論なり。ヘルバルトは教授の目的を直接目的間接目的に區別す。間接目的とは遠き將來の目的にして、即ち道德的品性の陶冶なり、直接の目的とは興味を起さしむること是れなり、故にヘルバルト派にありては興味は即ち教授の目的に外ならず。而して其の興

味は普通に所謂興味と異なり、一の事物を見聞して愉快を感ずる時の精神状態をのみ指示するにあらす、或る一事物を知りたる時、更に其の次の一事物をも知らんと欲する追求的努力若くは己に知り得たる事を實行せんと欲する自發的欲求を指すものなり。

此のヘルバルトの興味論に關する溝淵進馬氏の解説を援用せんに、曰く「生徒が一を知つた時更に二或は三を知らんことを求むる精神状態例へば猿ヶ島敵討の御伽噺に於て生徒が一匹の蟹が猿に殺され、殺された蟹の兒が親の敵討を企てたことまで聞いた時に、教師に迫つて其後の成行はどうなつたかを話して貰ひたいと求むる時の精神状態、又生徒が東郷大將に關する話を聞いて、自分も東郷大將の様な英雄にならうと云ふ考を起した時の精神状態を指して、ヘルバルトは生徒が教授事項に就て興味を感じて居ると云ふのである。そうするとヘルバルトの所謂興味なるものは、生徒が單に或る話を面白がつて聴くと云ふことだけを指して居るのではないので、生徒が其話に刺戟せられて、或ることをしやうと云ふ意思作用を起すことまでを含んで居るのである。即ち一から二、二から三と前方に向つて或ることを追求する所の努力まで含んで居るのである。ヘルバルトの所謂興味は教授に伴ふ興味ではなくして、教授の結果として生ずる所のものである。單に或る話を面白く聞くと云ふ精神状態は受納的興味であつて、ヘルバルトの所謂興味は追求の興味である。さうして生徒が單に或る話を面白がつて聞いたと云ふだけでは教授は價值がないのである。生徒が或る話を聞いて之に感じて良いことをしやうと云ふ意思作用を起した時に、始めて教授に價值が出来るのである。それであるからして教授に於ては追求の興味を喚起することを目的とせなければならぬ」と。(溝淵氏著教育學講義)

監獄の教場に在つては普通學校と異なり、生徒たる受刑少年は常に恐怖し萎縮して其言はんと欲す

る所を言ふこと能はず、教師に對して追求の興味を惹起するが如きは蓋し想像し得ざるの事ならん。然れども教師は勉めて受刑少年の精神作用を振作し、其身監獄に在ることを忘れて興味を惹起せしめざるべからず。然るに普通學校の教師にして尙且此の點の注意を缺くもの多し。大瀨博士はチルレルが教師に警告したる言を援用し曰く、吾人は深き科學的精神を有し、同時に生徒に愉快に感ぜらるゝ進路を求めざるべからず。兩者は互に結合せしめらるゝを要す。教師は冷淡にして乾燥無味親しむ能はざる如き人物たるべからず。活潑親切に其の生徒に接することを以て教授の嚴格なる目的及び自己の威嚴に害ある如く思ふは甚だ誤れり。教師は生徒に對する好意を特に教授に於て快感は保持せしむると云ふ點に顯はすを要す。學校は決して苦惱の場所たる可らず。兒童は恐怖の情を以て此の處に來たる如きことある可らず、生徒をして此處に來たるを樂しく思ひ自から進んで來たらんと欲せしむるに足る愉快の場所たるを要す。唯人力の足らざると方便の不完全なることの爲め、此の状態を常に生せしめ難しと雖も、吾人は之が爲め斯かる希望を空想となし、教授上容易なること及び快感を生せしむることを不必要と考ふる能はざるなり」と。(大瀨博士著新撰教育學)

監獄の教師は受刑少年をして教場を最も愉快なる所と思はしむるに至らざれば、教授の結果を得ること能はざるべし。余は曾て小菅監獄を參觀せし際綾瀬の水なが構内に内堀と爲つて入り込み、其堤塘に三百年以上を經過したる多數の櫻樹が其老幹を横へ、所謂千住御殿の遺址なるものを觀たる節有馬典獄は春風駘蕩の時節には受刑者を並に出して、香雲の下に爛熳たる櫻花を觀賞せしむと云はれたり。次で無期刑の某に接見し多年在監の身として最も苦痛に感ずること、最も愉快に感ずることを尋ねたるに、最も愉快の事は屋外に出で典獄さんや教誨師さんの話を聞くが愉快ですと答へ、櫻の木

の所でかど問へば左様ですと答へたり。
 又行狀最悪の某に接見し同様の問を發したるに、最も愉快なることは屋外の教誨又は典獄の講話を聞くことを感謝して居りますと答へ、櫻の木之處でかど問へば左様です受刑者の身分でありながら春に花の開いた處で教誨や講話を聞くのは難有いことでありますと答へたり。極悪非道の長期刑囚にして尙且つ斯くの如し。教師の注意如何に依り少年受刑者をして、櫻樹の下に於けると同一の快感を教場に於て生ぜしむること決して不可能にあらざるべし。

第二節 訓練

訓練は一に之を訓育と稱す。教授養護と共に教育の目的を達する方法にして教授は知的方面の陶冶を主とし、訓練は情的及び意的方面の陶冶を主とす、就中或る學者は道德的陶冶を指すものとせり。故に訓練の目的は道德の實行力を涵養し品性を確立し、正善なる人格の完成を期するに在り。

徳は何ぞや、曰く同一の行爲を屢々反覆するときは十の習慣を生ず、倫理學は此の習慣を稱して徳と云ふ。理想既に定まれば之に到達する手段の必要を生ず、之を本務と云ふ。本務を遂行し以て理想を實現せんとす、其間に生ずる習慣性あり之れ即ち徳なり。故に倫理學と徳とは本務の習慣性にして道德的目的を達するに當り、最も適當なる性格なり一に之を道德的品性と稱す。

吉田文學博士(靜致)の徳に關する所説を援用せんに、曰く「徳とは善を爲そうとする意志が習慣的に働く様になつて惡を爲さずして善を爲すといふ傾が出来た時の品性をいふのであります。道德行動をなすに適したる性質を指すのであります。良心の命令の下に色々の欲望を宜しく服従せしめて、さうして理想我を實現するといふ事を繰り返すことによりて初めて達し得る状態であります。希臘の古

哲ソクラテスは、知識は即ち徳なりと云ふて居る。それは何が善であるか、何が惡であるか、どういふことは爲すべきであるか、どんなことは爲すべからざるかと云ふことを知りさへすれば必ず善を爲し惡を爲さぬ様になる。從て知りつゝ惡を爲すといふことなく、惡は皆無識より來るのである。知識さへあれば其處に徳が成り立つて居るのであると云ふ様に、知徳一致論を唱へたのであります。然し吾々の考へから見ると此の説は受取り難い、勿論ソクラテス其の人は恐らく自分の云た通りの人であつたでありませう、けれども外の人に向つてまでそれを當て嵌めることは出來ないのであります。凡ての人間はそういふわけに成つて居らないのである。ソクラテスは知りつゝ惡を爲すことは出來ない、惡なるを知らざるが爲めに惡を爲して居るのであると云ふたのであるが、若し果してソクラテスの言が眞理ならば、惡いことを爲したからとてこれについて道德的責任を問ふことは出來ないことになる。善なりと知りつゝ善を爲さなかつたり、惡と知りつゝ惡を爲したりするにより其の人間を答るることが出来るのである。惡を爲したといふことが全く無識に基くとするならば、殊更に答める必要は無い様に思はれる。又知つてさへ居れば善は必ず爲せるといふ事に定まつて居れば、善を爲したからとて殊更責すべき程でなく當然であるといふ事になる。道德的責任でなく當然であるといふ事によりて惡を爲さずして善を爲すことも出來、善を爲さずして惡を爲すことも出來るといふ事を假定しなければならぬのである。そこで良心が爲すべしと命じたる善を爲したる場合には、其の行爲が道德的に賞賛せられ、良心に反對したる惡事を爲したる場合には、道德的に擯斥せらるゝといふことに成るのである。

吾人が普通認めて居る道徳の意味と、ソクラテスの云ふ所とは一致して居ない様である。彼の考に於れば普通に云ふ所の知識といふことは、未だ眞の知識でないのである。眞に善なるや悪なるやを知つたならば、必ず善を執行して惡を爲さぬ筈である。例へば酒を澤山呑むと二日酔をするから、身體の爲めによくないといふことを充分明白に知つたならば、呑み過ぎると云ふ惡事を爲さぬことが必要である。それを矢張り過飲するはそれ未だ呑む時の快樂と、それよ引起る苦痛との間に比較に關する知識が明確で無い爲めでありませぬ。つまり眞知がなかり爲めに自然過飲する様になつたのである。若し明確なる知識を持つて居つたならば飲まぬ筈であるといふ事を云うて居るけれども、吾人の經驗上出来云へば、呑む過ぎが惡きかを明白に知つて居るにも拘はらず、自己の自由決定によりて、或は過飲し或は過飲しなかつたりするのである。斯かる自由決定を認むる事によりて、始めて道徳責任を認む事が出来るのであるからソクラテスの考は正當とは思はれぬ。

アリストートルは徳に就て別種の解釋を下して居る。徳を以て善行爲を撰擇する習慣であるとなしたのであります。單に知識だけでは徳は成り立たぬ、善惡を識別する處の知識に基きて其の善を認めしことを反覆實行し、其の惡と認めし事を常に避くる様に練習すると自然に良習慣が成り立つ様になり、遂には常に善を爲して惡を爲さぬといふ一つの定つた傾向が出来る様になる。此の場合には即ち徳が成立したのである。單に知るといふだけでは決して徳は成り立たぬ、勿論知るといふことは徳を養成するに缺くべからざる階段ではあるけれども、それが直ちに徳では無いのである。意志の作用が道徳上に就て最も必要なる要素である。ソクラテスは唯知識のみを以て必要と認めたのであるが、アリストートルは意志の要素を以て最も必要となしたのである。善を爲すといふ意志を修養して反覆練習

をして行かなければ、決して徳は成り立たぬと云ふことを唱へたのであります。

アリストートルの説は、吾人の今日唱ふる倫理學上の解釋に一部分一致して居る。道徳的行爲は意志の問題を中心として居るのであります。理論上にて如何にすればよく泳げるかを知ればとて、其の人が河海の中に入れば恐らくは沈溺してしまふであらふ。壘の上の水練や机上の空論だけでは、實行が覺束ないのである。道徳上の理屈だけを知つて居るのではいかぬ、善を知るだけでは善行にはならない、眞に有徳ならんとせば道徳的修養を要するのである」と。(吉田博士著倫理學要義)

夫れ斯くの如くなるを以て、所謂習慣とは果して如何なるものなるやを研究せざるべからず、而して習慣には生理的基礎あり、延て心理作用に影響するものなることは、諸學者の論述する所なり。今茲にアーサー・ホルム氏の所説を援用せんに曰く、「無拘束なる少年少女の本能が如何にして馴致され、遂に日常生活の幸福なる習慣に變ずるかを知るには、先づ習慣の生理的基礎を研究せねばならぬ。此生理的基礎は通常心理作用の基調となり、若しくは之と平行してゐる生理作用の中に存している。茲に言ふ生理作用には二種類あることを忘れてはならない、假令一切の意識生活は或神經組織の作用を包蔵して居るとは言へ、就中觀念力は特種感覺の末梢器官に關係がある。眼、耳、觸覺、味覺及び嗅覺等の器官は、觀念的行爲若しくは意志的行爲となる觀念の形成に與つて大なる力がある。是と同時に種々な他の器官は、知覺神經に依て新しい作用を意識内に送り込むのである。是等の感覺は感情ともなれば、情緒ともなり、又本能ともなり、其複雑の程度を異にする。若しくは表現の各々相異つてゐることは、言ふまでもない。習慣は若し前者の作用より生ずるといふ後者の作用より生ずるとは別なく、必ず同一なる生理的基礎を有してゐる。よき或は悪き習慣の二つを以て、其

習慣の生理的起原及び其意義を知るには、何よりも先じジエームスの説を究めるに若くはない。彼の説に従ふと習慣は決して人類及び其他の有機物にのみ特有のものではなく、石や林檎にも地に向つて落下すると言ふ習慣がある。又一方にのみ曲る弾機は、何時しか其方向に曲り易い習慣を作るではないか。「古靴の如くよく合ふ」と言ふ諺があるが、是は古靴が恰も古着物の如く伸縮自在となる習慣を作つたと言ふ、事實を言ひ表はすものに外ならぬ。更に正確を期する爲めに、ジエームスの「心理學原理」から左の如き一節を引用しよう。

茲に言ふ構造上の變化は、決して外形の變化を含める必要はない。其變化たるや或は鐵の棒が或外的原因の爲めに磁石となり、又は結晶となるが如く、若しくは謬誤が脆くなり、又は弾力性に富むものとなるが如く、殆ど眼に見えぬ微分子の變化である場合があるかも知れぬ。

彼は更にデューモントの言を引用して、此理を明かにしている。

何人も一般に着物は新調の時よりも少しの間着た後の方が、一層身體につくやうになることを知っている。是れ一に組織に變化が起つたからで、此變化こそ取りもなほさず身體につくと言ふ一の新しい習慣である。鍵は新しい時よりも、少しの間使用して古くなつた方が合ひがよくなる。最初鍵のざら／＼や、凸をなくするまでには可なりの努力を要する。此對抗力征服は慣習化の現象を意味するものに外ならぬ。既に折つたことのある紙を折るにはさまで努力を要せぬ、何故努力少くして済むかと言ふに習慣性があるからである。此の習慣性のある爲めに、習慣の効果を擧げるにもさまで多くの外的原因を必要とせぬのである。ヴァイオリンの音は巧みな音楽者が、之を使用する程快調を帯びる。蓋しヴァイオリンの木材繊維が遂に震動の習慣をして、調和的關係に一致せしめるからである。是れ

大音楽者の樂器をして、益々無限の價值あらしむる所以である。水は水路を穿つて流れ流るるに從つて、水路は更に廣く深くなる、流れが一度歇んで後再び流れ出づるや、水は以前の水路を取つて逆流する。

又ホルムスは習慣作用を構成する神經作用に就て述べて曰く、如何なる生理的作用に依て吾等人類に以上の如き習慣が生ずるか、之を更に深く理解せんとすれば何よりも先づ腦神經軸と稱せらるる、神經系統の最も單純なもの、研究から始めるに若くはない。腦神經軸は或印象を外界から皮質部に包まれた、神經細胞に送くる神經纖維から出來ている。一印象が外界から來ると直に刺戟が起る、此刺戟は全般に傳へられる其狀恰も靜な水面に小石を投じた爲めに、忽ち擴がる波紋の如く、或は四方八方に放散する無線電波の如く、或は蜘蛛の巣にかゝつた蠅の爲めに、其一端に生じた震動が巢網の中心に於ける蜘蛛の急激的なる運動に依て、再び各方面に傳へらるゝ如きものである。是等の比喩は元より不完全たるを免かれぬが、印象傳達の觀念を明かにする一助たることは言ふまでもない。以上の如き作用に依て生じた刺戟の一つは一定の傳達纖維を傳はつて、皮質部の運動神經中にある一細胞に興奮を與へる。次に刺戟を此細胞から筋へ傳へるものは、輸出纖維である。筋は其刺戟を受けると、此處に一行爲が完結されるのである。

何故に同一刺戟が繰返されると同一行爲を生ずるか、言ひ換へれば何故に習慣が構成されるかの問題に對しては、ジエームスが明瞭に説明している。

神經組織の上に印せらるゝ印象に限つて、血液及び感覺的神經根に依て傳達される。而して半圓形の皮質部は感覺的神經根を通じて流れ込む、極めて細い刺戟の印象の流に感じ易くなる。印象は一度

流れとなる以上、又當然其出口を求めねばならぬ、而して其出づるに當つては、其通路に何等かの根跡を残す。別言すれば印象の流の爲し得る唯一のことは、元の道を深くするか、又は新しい道を作るかにある。而して腦の全組織を以て、感覺器官から流出する印象の流が容易に消滅せぬ道を自から直に作る云ふ作用を行はしめる一の器官なりと稱する場合には、之を二つの言葉に約言することが出来る。蓋し他の神経作用と同じく單純な習慣、——例へば物を嗅ぐ習慣、手を衣囊に入れる習慣及び爪を噛む習慣等が、——單に機械的なる一種の反射作用に過ぎぬことは言ふまでもない。而して構造上から見た該作用の基礎は神経組織内の通路であるに相違ない。此見地から見れば、最も複雑な習慣と雖も後に十分悉く説明するが、反射道が生じた結果現はれる神経中樞の連續作用に過ぎない。反射道は連續的に相互作用を營むやうな構造になつてゐる、即ち一筋肉の收縮に依て生じた印象は一刺激となつて、更に次の印象を喚起し遂に最後の印象は、其作用を禁止して連續作用に止めを刺すのである。……一度印象の流れが通過した道は、流の一般法則に従つて以前よりは一層深くなり、且つ流通がよくなる者と考へるのは當然のことで、新しい道の生ずる度に必らず繰返さるべき事實である。何等かの障害物があつて、最初は其流れる道を妨げるやうなことがあつても、次第々々に之を押し除けて遂に自然の排水道となつたのであらう。以上は固體若くは流動體が、一の道を通過する場合に起る作用である、従つて又通過する事物が單に波動の如く決して自から位置を換へることなく、或は唯化學的に變化するか、或は一定の場所を巡行するか、或は線を追つて震動するものである場合に、以上の如き作用が生せぬと言ふ理由はないやうに思はれる。

又ホルムスは神経組織の更新より生ずる習慣に就て述べて曰く、一度行はれた行爲は二度目には一

層容易に行はれる道理で、頭腦に自から一定の通路が出来ると言ふ事實は習慣の最も尊い特徴である。此特徴は神経組織の榮養的特質に依て生ずる、即ち神経組織は細胞たると纖維たるとに論なく一衝動の傳達、若くは置換を全からしめんとして努力する場合には、其組織に自から變化が生じて二度目からは、同一刺激に對して一層敏感になるのが常である。従て神経組織は之を雷管装入の度毎に或種の打撃に對して一層敏感になる彈藥筒と見ることが出来よう。ジュームス教授に従へば、此の事實は榮養的更新に基因するものであると看做して左の如く述べてゐる。

吾等の注意すべきことは、生物體に於ける機構上の變化發達が無生物體に於ける、それよりも迅速ではあるまいかと言ふ一點である。蓋し生物體に於ける不斷の榮養的更新は、元の纖維組織に變化を來すことがあつても、之が爲め其組織までが侵されると言ふ憂は決してない。否却て往々其變化を一層完全ならしめる傾向がある。新しい初めての事に筋力を用ひ、又は頭腦を働かした後は續けて又新しい事を繰返すことは、殆ど不可能である。然し一兩日の間を置いて再び着手する時は、驚く程巧みになつてゐると言ふのも、前の理に依て容易に想像されよう。余は音樂の練習に於て、屢々此事實を實見したことがある」と。(大日本文明協會發行人格養成論) (續く)

少年の不良化

-(58)-

純良無垢なる少年が、漸次に不良化する徑路を謂べたら、千差萬別で往々吾々の意想外に出づる事があるでせうが、最近私の家の附近に起つた出来事も、又少年不良化の一つの徑路と見做す事が出来やうかと思ひます。

○ 私[○]の現住所から、一丁と隔たつてゐない處に、醫者と薪炭商があります。醫者にも薪炭商にも、今年の春から小學校へ入學した男の子があります。醫者の子供は、年にしては稍ませてはゐるが、先づ坊ちやん育ちである。薪炭商の子供は、尋常一年生とは思はれぬ程悪るづれにすれてゐます、従つて一里や二里の遠方迄も平氣で使に行きもし、或場合には、

遊びに行きもします。僅か三四軒隔てぬ距離にある醫者の子供と薪炭商の子供とは、學校で同じ組である云ふ親みもあつて、毎日毎日相戯れて遊んでゐます。

○ 處が或日の事でした。醫者の家で夕飯の時に男の子供のゐないのに氣がつかしました、夏の事でしたから、未だ戸外は明るいのです、珍しく遊びに耽つてゐるものかなど、家族の者は先に夕飯を濟ませて涼を椽側で納れて、月の上るのを待つてゐました。九時近くになつても未だ男の子供が歸つて來ぬではありませんか、今迄は「其うち、歸つてくるであらう」と平氣でゐましたものゝ、今は心配で堪らなくなり、兩親は近處の遊び仲間の家と云ふ家を、一々尋ねて

-(59)-

歩きましたが、一向其姿を見たものがないと云ふ返事、心配は愈募つてきて、今は警察へ保護願ひでも出すより外に仕方があるまいと云ふ十時半頃、ヒョッコリ子供は歸つてきたのです。叱かるよりも先きに、母親は不思議を解きたい爲に、「今迄一體何處にゐたのですか」と問ひました。子供の語る處によれば、此日薪炭屋の子供に誘はるゝ儘に、約半里もある京津電車の停留場を見に行つたのださうです。處が停留場の附近で、薪炭商の子供は自分の友達に出會つた爲に、其友達と何處かへ行つて仕舞つて、醫者の子供は獨り後に殘されて送途方に暮れた上句、うすら覺えに覺えてゐる歸途を、泣きながら辿つてきたのださうです。道が大きな四辻に出た時には、全く方角が解らなくなつて、愈悲しくなつたのです、處が遙か向ふに、いつも見慣れてゐる御苑内の大きな樹木らしいものが、ふと目につきました、果して御苑内の樹木であるか否やは解らぬが、兎に角、其傍まで行つてみやうと云ふ氣になつて、進んでみま

すと、幸にも其れは御苑内の樹木でした。其れから後は、わけもなく歸途を急いで歸つて來たと云ふ話。

○ 醫者の兩親は、成るべく薪炭商の子供と遊ばないやうにと、我子を戒めました。何と云つても、其處は子供です、兩親に叱かられた後の二三日は、兩親の訓戒を守つて成るべくその子供を避けてゐましたが、日數が経つにつれ、段々自分の嘗めた苦しみ經驗も忘れて仕舞ひます、且つは目と鼻との間にある友人を、何時迄も知らぬ顔で遇して居る事も、事情が許すものでありません。知らず識らずの間に、醫者の子供は再び薪炭商の子供と遊ぶやうになりました、醫者夫婦も、餘り子供を喧しく云はぬやうになりました。

○ 京津電車停留場の事があつてから後約一ヶ月の事でした。醫者の子供が又夕飯の時に近所にゐませんでした。薪炭商の家へ問合せみると、同家の子

供も未だ歸つてゐないとの事でした、醫者夫婦は、萬一遠方へ行つて歸途が解らない場合には、巡查に尋ねるやうにせよと、子供に教へて置きましたから、今度は以前程に心配はしませんでした。其れに薪炭商の子供も未だ歸つてゐないのですから、多分二人一處であらう、いづれ其うちには歸るであらうと、多少の心配はしてゐたものの、幾分か心を安じた處もあり、十時頃迄待つてゐました、餘り遅くなるので聊か不安が勝ちかけてきた十時二十分頃、愛兒の姿が醫者の支關に現はれました、母親は駆け寄つて、「今頃迄何處へ行つてゐたの、」七條ステーションを見物に行つたんだ」

「七條ステーション？ 一里以上もあるのじやないか歩いて行つたの、やつぱり炭屋の子と一處だらう」

「炭屋の○さんが、七條ステーションを見物に行つて行つてやらうと云ふから、つれて行つて貰つたんだ、行きは歩いたが、歸りは電車に乗つてき

いね」

「○さんは、いつでも、切符を探しては、ただで電車に乗るんですつて、○さんはなかなか智恵があるでせう」

「智恵があるものないものだ、そんな智恵は盜賊の智恵だよ」

○

傍に聽いてゐた父親も、尋常一年生にしては、餘りに發達してゐる狡猾さに驚いたと云ふ事です。私も醫者夫婦から此話を聞かされて事の餘りに意外なるに驚かされました、斯の如き小さな罪惡が出發點となり、活動寫眞の見物、さかり場の徘徊と順次に發達して、純良無垢の少年が、いつとはなしにこんなことから立派な不良少年になるのではなからうかと思はれます。尋常一年生位に何の誘惑があらうか杯と、油断をしてゐますと、白き糸のいつの間にか黒き色に染まつてゐる事を見出すべき現代です。子供を持つ人々は、年齢の長幼を問はず、子供には常に

たのだ」

「電車に乗つてきたと云ふても、お前にはお金がないじやないか、○さんが出してくれたのだらうが、返へして御いでよ」。

「お金なんか返さなくともいいんだよ」。

「そんなら誰かよそのおぢさんが呉れたのかい」

「いいエ、ただの切符で乗つてきたんだ」

「ただの切符？ 其んな切符誰かに貰つたのかい」

「誰が切符なんかくれるものかい、拾つたんだよ、七條停車場迄歩いて行つたでせう、其れから方々見て歩いて歸ると云ふ時にね、○さんが私を電車の停留所の傍へつれて行つて、二人で古切符の捨てゝある處で、切符を何枚も拾つたんです、すると中に二つ車掌の切符を忘れて其儘捨てた切符があつたんだ、○さんと私とで、其切符で電車に乗つて歸つてきたのです」

「ほんとに呆きれて仕舞うね、子供のやうじやな

警戒の眼を忽にしてはなりません。

子は看守諸君と語る

小菅刑務所長 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君

先づ以て歳と共に改まつた新刑務官の職にある諸君の清福を賀せざるを得ない。親愛なる諸君は刑務の第一線に立ち日新の行刑主義を奉じて、克く其効を奏せねばならぬ身分であり、之に依つて尤も其主義を深くし且つ其名譽を高ふること改めて言ふ迄もない。新行刑主義の成敗は全く諸君の手中に存すると云つて決して差支はない、其自任と抱負を以て新年の陣頭に立たることは、凜々敷も亦た愉快事とせねばならぬ。諸君の前途は實に光明に充ちてゐる、精神的にも又た物質的にも同様であるは獨り我輩の私言でない。世界の氣勢々々として進むこと今日の如く、中に就て刑罰思想の進歩の殊に其敷きも

のあるは大に識者に注意に値ひする所、此有様を以てしても刑罰思想の進歩は安固なる社會建設の成否が決せらるる終局問題たり得ることが知らるゝのである。諸君の勤務や尊くして又た洵に骨折甲斐ありと云ふべきでないか。

諸君は新年と共に新抱負を以て陣頭に立たる、其勇姿真に欽すべきである、私は衷心諸君の福祉を祈つて止まない、唯だ何時も必要のもの堅忍不拔の志操であるが、取別け今日の刑務に従事する諸君にそれが必要であるは茲に大聲疾呼するの理由ありと思ふ。私は新年の歳玉として何物も諸君に呈するものを持たぬ、と云つて粗末でも何か持物を呈するが誠意を表する所以であらうと考へ、左に最近の思潮に就き貧弱なる所感を述べて、歳玉の印に呈せんと欲するのである。

一體刑罰は何の爲めに何を目的として科するものであるか、是は陳腐の議論ではあるが、併し今尙ほ終結に至らぬのは此問題である。我國の多數學者の

はない。吾々は時代を解し思潮を知り同時に世界の
大勢を見ねばならぬ、今は決して因習的陋に甘んじ、井底痴蛙の類に倣ふべき秋ではない。

文明先進國に刑罰思想の變遷は如何なる程度にあるか、其詳を極めないけれ共、蓋し進歩の程度は先づ五十年から壹百年の相違であらうと云ふ説が、眞に近きものかと思はれる。而して最近尤も進歩した思想の發表を聞けば、刑即ち罰は無罰を目的とする
と云ふに歸し、従つて其執行法は總て教育主義に依るの外意義なしとする迄に至つた、言換ゆれば教育に依り改善の可能性を有するものは、刑務所に收容するも然らざる者は低格者として、一定地域に隔離し此處を安全院として保護收容すると云ふ理想すら實現せんとしつつかある有様である。支那の言葉にも刑は刑なきを期すと云ふがあるが、洵に旨ある言葉で、是は思想の發端を同じ根元に置くものとは思はれない。又た君子は其罪を惡んで其人を憎まずとも云ふでないか、是も人道主義に則りたる教育的の思

考も色々であつて一定してはゐない、大體から云へば刑は犯罪行爲の制裁として、一般並特別の豫防を目的とするものだとするのである。其中にも尙ほ思想の堅確を缺きて時に或は應報と考へられたり、又は懲戒と思はれたり、若くは又た贖罪の如く信せられたりする場合あるを免かれぬ。此根本思想が確乎定立せない爲めに、其執法上に動搖なきを得ないでなからうか、其本定まらずしては其末の動搖せざるなきは曾て之れなき所、故に刑務官の如きも適當の行刑を爲さんには、是非共其根本思想を深く究めて堅實なる思想の上に其理想を畫かねばならぬ。然るに動もすれば實務者は卑近なる現實に因はれて理想を築き能はざる弊ないでない。而かも彼等は高遠なる理想と言ふ言葉を輕侮の常用語として、之を排斥して、毫も其鳴を有せざるを耻ぢとせないのである、却て之を誇とするのである、今日の世界は大理想の上に活動しつゝある其大事實の前に、如此は不思議なる現狀であつて且つ氣の毒の有様と云ふ外

想を言ひ現はしたものと見ない譯に行かぬ、深く究むれば獨り西洋のみならず我東洋にも如此尤も純美なる人間性を根基とせる思想を發見せぬことはない
ので、之が今日世界の思潮となりつゝ發展し行くのは素より不思議とは云へないのである。

凡そ罪は罰するを以て國家の正義とするならば、罪は有すものとして其途を行ふことは更に崇高なる國家の正義であると爲すが、只今文化の尤も進んだ諸國人士の思潮とする所である。其處で今は獨逸ですら贖罪を刑罰の主義とする如きは絶対に不合理として之を排斥する説を公けにするに至つた學者がある、宇宙の根本真理は着々として最後の勝利者となるは的確の事實であれば、近く我國の如き仁義に富める國に是等思潮の傳來するは火を踏るより明かである。吾々は今より素養を重ね如何に之に對すべきか宜く備ふる所あつて然るべき乎と思ふ、敢て諸君に呈言して參考に供する次第である。

時事たより

時 事 だ り

▲會議 昨秋十一月の刑務所長會議は、何れの點から見ても總て最初のものであつた。此事實は不思議にも維新氣分を味はしめる一事件と思はぬ者はなかつたのである。夫れは偶然でもない正しく其精神の活現であつたからだと云はねばならぬ。先づ典獄の名が葬られて刑務所長の新名稱を付せられたる最初の會議であり、大臣次官局長任官以來の最初の會議であり、少年刑務所獨立後の最初の會議であり、總理大臣官邸に呼はれ首相の訓示を受ける最初の會議であり、裁判所長檢事正と同格の待遇を受ける最初の會議であり、其他總ての形式に於て従來に比し非常なる差異ある最初の會議であつたのみならず、行刑主義の時代的進歩を示めし、且つ之を理解應用せんことを慫慂するに、尤も意を注がれたる

最初の會議であつことは、事件其のものが實に維新を物語る雄辨の事實であることを承認せぬ譯に行かなかつた。

▲待遇 是は精神的に考ふれば必ずしも其職務の價値を上下する者でなからう、が社會的人情からは決して之を度外に置くことは能きぬ、猫も使ひやうで虎ども云ふ如く其仕向けやうに依つて尊くもなれば卑くもなる道理であること云ふ迄もない。刑務の事も如何に其意義の尊きを誨へ自重奮勵を奨むるも、待遇に於て其れに副はざれば聊か滑稽味を免かれぬ次第であつて、何時迄も故の木阿彌で終るも不思議はない、然るに此頃政府當局の施爲せらるゝ所、頗る斷に富み邁往果決、難問題として曾て手の着けられざりし、否思も及ばなかつた問題即ち現業手當、作業時間延長

甲 突 生

賞與金改正、榮代増加、高級員練習、所長昇格、果ては監獄の名稱迄改めらるゝに至り、數へ來れば尙ほ此に止まらず細目に涉りて屈指に遑まらざるものがある。是に於て何人も最早當局の誠意を格ふこと能きない、寧ろ其大膽にして猛進の勇と其道に忠にして一意配下の幸福と國家の安寧を期する誠意には驚かざるを得ないのである。

▲鼎立 司法省に於ける民事、刑事、行刑の三局は恰かも鼎足の如く並立して始めて司法省を支へ得るは明白の道理である。有體に申せばどうやう跋を引くやうな事も時に見へないこともなかつた。それが今は完全に三つの健脚を具備して濶歩の出来る司法省となつて、目出度いこと限りなしと云はねばならぬ、而して此等の事實は單に官廳内の事に止まらず、民衆を誨へ社會の信頼を高めるに効あること蓋し尠少でない、現に所長會議開催と共に當局大臣並に總理大臣の訓示演説が發表せらるゝや新聞記事も廣く之を取扱ひ、之を讀む公衆も其形式に於て又た

意義に於て大に悟る所あり、如何に行刑が正義人道の要求を充たすべく進歩せしかを知りしは、全く政府者の態度が其當を得し賜と云つて可からう。

▲人氣 兎に角文化の進むと共に行刑主義の進歩せし事は、今回の會議に依つて社會に認められ、一般の人氣之が爲めに大に和らげられ、人道主義の行刑は頗る好感を以て將來に屬望せなるゝに至つた。斯く相成つた以上行刑の第一線に立つ刑務官は、行刑界の維新とも云ふべき此場合根本的に醒めるの必要がないとは云へない。醒めると云へば何でもないやうだが、實は是れ難中の難事であつて、余程の敏覺と勇斷がなくては所詮駄目なことである。謙虛益を求むるは君子に非ずんば六ヶ敷いと古人も云つた通り、自ら陋を破り惰性を改めんとするは容易のことでない、況んや鈍覺にして慢心に囚はれる習ひあるに於てをやである。

▲福祉 事業といへば英語のウエルフヘヤウウィークを譯して云つたものだらうが、今は何れの會社

時事たより

時事たより

工場でも多くの使用人ある所では此事業をやつてない所はない。昔は無理に公私の區別を立て、表面上の職務関係のみを八釜敷云ひ唯だそれのみを考慮中に措いたものであつたが、近來は其淺見短慮の謬まれるを知り、人は生活と離れて如何なる職務をも労働をも執り難き道理であるから、苟くも職務関係を同ふし生活状態を共にする以上は、之を管理統率する者が其活動力の養成地たる家庭生活の内容に迄て手を延ばしその改善を計り其家族殊に子女の將來をも保護するは、當然の附帶事業として必要缺くべからざるものとなつて來た、此意味に於て我が山岡局長は大に見らるゝ所あり、以後何等か爲す所あらんと考案を廻らしつゝあられるは喜ばしき次第であるが、吾々は山岡氏の力量と手腕とに信頼して必ず其空望に了はらざるを期待する者である。

獄窓を洩れる

君か代……の合唱
元朝の兩刑務所

正月なればこそ、地獄の釜のフタもあいて温かいお雑煮もたべられる。小菅刑務所ではけふから三日間、仕事も休み、朝のお雑煮に舌鼓うつつから午前九時

原前首相を 冥途へ導いた中岡良一、山窓の相棒となつた農學士渡邊惣三、その他世間を騒がした重罪犯ばかり千二百五十名歌舞堂に集まり、こゝしから初めて許された「君か代」をオルガンと一緒に二度合唱、慈父のやうな有馬所長が、それから教話を試みて式を済ませ、めい／＼

庭の散歩を

ゆるまれた囚人たちは皆ニコ／＼して暗やかな空を仰いだ、彼等は三日までお雑煮が楽しく食べられるわけ、先づ芽出度い、市ヶ谷刑務所でも午前九時から同様式がありお初殺しの鬼夫婦その他未決にぬる重罪犯、詐欺、窃盜強盜犯などがツツ／＼して

雑煮をたべ

たといふが初犯の輕期服務者はゴロ／＼涙をこぼしてゐたとお看守は語つた。(新聞より)

時事漫録

○あたらし記

はいから生

に無上の光榮である。

秃筆と雑文とを列ねて讀者の一粟を煩はさんとするも、記者道德の上よりして許すべからざるものであるが、不景氣の聲は事實となりて、文壇の材料も非常に缺乏を告げ、此處にも亦不景氣の聲喧びすし、如かず古きを温てあたらし記の一節を書きもつて責を塞ぐの外なきか。

△

△

△

斗柄亥に移り、乾坤軸を回へし、

太靈規を執て、大正の御代も正に

百八煩惱の絆に譬ふる鐘の音に

第十二回の新春を迎ふることゝな夜は明けて、雍々たる春光わ千門 獨り其任務を全ふして、近縣旅行

り、曉色變遷として瑞氣祥雲大内 萬戸に滿ち、天地は茲に一新せらのビラは主人の不在を述べ、所謂

心を罩め、億兆新歲を賀し、四海 れたのであるが、思想は一向に改 絶對性なり、主人は又新婦と共に

太平を謳ふ、此天壤無窮の聖世に ます、筆硯も亦舊の如くであつ 温き湘南より温度尙高き沼津静岡

遭ひ、老軀も亦氣分を新たにし、 ては只々申譯なき次第である、請 へど避寒旅行を企つ、まことの相
吉旦の蘇酒に酔ひ、建國二千五百 ぶ茲に筆を洗て新年の紙上に見へ 對性原理にして、口善惡なき京童
八十三年の歴史を語るを得るは洵 んと豪語したる記者の、例に依て は之を主にアインシュタインと唱

あたらし記

ふ、其當否は知らず、若し夫れ高に於て教導職となり、此頃は又昇ものは結構壯麗高く雲表に立てるき電柱に登つて軽業師、消防夫も格して藝術家なりと稱せらる、幸は可なるも、何となく西洋の小品及ばぬ離れ業を演じ其筋の心膽を運は更に一步を進めてヤンコトナ小屋の如く、其洋風の九天井が、寒からしめたる學生は、能く時間キ官邸に招待の光榮に浴す、茲に國風を以て樹てる四本柱を被へると空間との問題を解して絶對性を於てかガラになき演藝時間の短縮は、懸て行司のフロック姿とな否定したりとはチト穿ち過ぎた論を唱へ、片腹痛き藝術基調論をり、横綱の燕尾服にて土俵入をなり、娘を許嫁となしながら其約を叫び、サテは御里の知れた、連中、すの前兆にはあらざるか、晴天十變へたりとて其父母を殺害したる廢止に花を咲かせ、心氣昂進して日の間にあらざれば相撲は遂に八學生と相對性原理との關係如何、遂に遊藝待遇論を云々するに至百長に終らん、江戸の名物は文明世は徒らに新らしくなりて、理想る、ハイカラも此處に至りて極ま東漸の建築工學の侵入に依て遂にを本として現代に生きねばなられりと云ふべし、九代目團十郎地廢滅に歸せんとす、芝居に憤慨しぬどか、相對性であらねばなら下より眼を刺す日、アノコ、ナれたる吾人は更に相撲に於て悲觀せぬ、などと飽細工の如き叫びは、わけ者めが……

△

正月の誇は、國技館に於ける大さんと次郎さんを集めて歌留多角力と、新粧を疑らせる新柳歌妓會を開き、花子と春子の御相手との春着なりと、新柳のことは吾こなつて追羽子を遣り、以て大正十

△

解すべからざるなり。

中古に於ける河原乞食は、近代れを知らず、たゞ今の國技館なる二年のチャメ式を發揮せんか。



□照明器具

近來の大建築物で何人も異常の進歩を認めてゐるのは照明器具であらう。殊に東京會館の如き一世の注目を惹いた建物に工を施すに當つては當事者の苦心の程も察せられる。清楚たる設計と獨眼を奪ふ許りの仕上げとを來客に兩粹的氣分を與へたるに充分なる事は本館に一步足を踏み入れたもの、等しく感ずる所である。恐らく莊麗華美なる點に於て、これ迄の建物に斯かる照明器具は見受けられなかつたことと思ふ。

此立派な仕事をした照明器具界の權威東京工業社に付て聞けば今回東京會館の照明器具は清水組の設計で仕上げには殆どこの

□米國の私刑禁止法案 上院は握潰しに決す

器具を納入しその折も今回等しく同業者の驚異と羨望を集めたそうである。

(華盛頓三日ロイテル社發) 米國上院民主黨議員は前週中四日間に亘つてダイヤードを行つた結果上院共和黨議員は今後同法案の通過を強ひぬ事に決した。

備考 ダイヤード私刑禁止法案は從來米國南部諸州に行はれたる懸人(一般に白婦人に對して暴行を働ける)の私刑を禁止し私刑の行はれる地方より賠償金を支拂はせ又は他の處罰方法を以て私刑に代へんとするのである民主黨は此の法案を利用し元來共和黨に屬する南部諸州の懸人の投票權を停止して政治的に民主黨の南部諸州の地盤を維持せんとの舉に出てる事は一般に認められてゐるダイヤード

東京工業社創設にかゝるパトリアンゴールドが採用されたそうである。從來我國照明器具の仕上げは黒燻とか金ニスとか至極單調なものに限られた其工程も甚だ非文明非衛生的なものであつたそうである。このパトリアンゴールド仕上げは空氣壓搾機を用ひて全部吹付着色したもので迅速と所謂垢抜けの點で頗る近代的のものであるとの評がある而してこの外何色にても意のままに仕上げ得らるゝのミ金物のみならず木竹硝子石膏土壁等にも容易に着色し得られる特色を持つて居る蓋しメタリック工業と並んで東京會館に於ける近代科學の粹であらう。

尙同社は昨年丸ノ内工業俱樂部にも照明

法案は斯くて人種問題と並んで政治問題となるに至り民主黨は之を否決せんとして必死に努力して居る従つて上院で私刑禁止法を握り潰せば既に下院で可決された政府案なる船舶補助法案審議の道が開ける譯である船舶補助法案に對しては大統領は是非今議會に之を通過せしめ様として骨を折つて居るが然し上院では討論制限の規則がないので民主黨は之を幸ひとして議事妨害を繼續しダイヤ一法案のみならず船舶補助法案をも通過させまいとしたのである共和黨上院議員がダイヤ一法案を強ひて通過せしめの事にしたとあるから恐らく今議會では握り潰しとあるであらう加之來るべき新議會には民主黨が優勢であるから恐らく同法案の再上提も六ヶ數から又船舶補助法案も今議會を通過せればダイヤ一法案と同様の運命に陥るかも知れぬ。

□ 麥飯は米飯程

榮養が無い

常食〔に麥ばかり食べてると中毒から種々の病氣に〕

醫學博士 松下禎二氏談
理學博士

一般に米飯より麥飯の方が榮養價が高い様に思はれて居る様ですが決してさうではありませぬ。大體食物の榮養價といふものは單に

▽食物を分析 した結果現はれた榮養價にのみよるべきものではなく、腸から吸収さるゝ量の多少によるべきものです、今加賀米と大麥とを比較して見ると加賀米は百分中六・六の蛋白質を含み大麥は百分中一〇・〇の蛋白質を含んで居ますが

▽腸から吸収 さるゝ分量は加賀米は百分の五十九大麥は百分の二十一といふ割合です従つて大麥は分析上から見ると比較的多量の蛋白質を含んで居ますが榮養の點から見ると吸収が悪いので米に劣ることになります、それから大麥は大抵白米に對し七に對する三の割合で混ぜられて居りますが

其成分の百分率を示して見ると
◇ 麥飯は ▲水分六六〇三 ▲蛋白質三・二
▲脂肪〇・七一 ▲含水炭素二九・一六 ▲木材質〇・四三 ▲灰分〇・四五
◇ 米飯は ▲水分六五・五九 ▲蛋白質二五・二
▲脂肪〇・三一 ▲含水炭素三一・〇 ▲木材質〇・二四 ▲灰分〇・二七

さういふ割合になります、しかし其吸収さるゝ量は麥飯の方が

▽劣つて居ります、尙大澤博士の實驗に基く麥飯と米飯の百分率を擧げて見ると麥飯は糞中の乾燥物一六・六、同蛋白質五九・三で米飯は糞中の乾燥物二・八同蛋白質二〇・七といふ割合で一般に米はよく吸収さるゝに反して麥は大部分糞となつて體外に排泄さるゝことがわかります、其外麥やパンなどを常食として居ると麥角といふものの中に含まれて居るエルゴチンといふ毒に中毒してはゆる

▽麥飯病を起す したり頭痛や下痢などの病氣を起すことがあります、むろん米の滯皮を取去りたいはゆる精白米ばかり食べて居るとビタミンの不足から脚氣の様な障害を招くことになります、要するに米飯は麥飯より榮養價が大で危険が少ないといふことに留意します。

大正十一年十一月中入出監並月末在監人員 (△ハ減)

越 員 入 監 出 監 現 員

前月末日 前年同月 増 減
現 在 末 日 現 在 前 月 比 較 前 年 比 較

受 刑 者	四一、五二〇	二、八四九	二、八八八	四一、四七一	四、五二〇	四、四四六	△	三九	△	三、七五五
刑 事 被 告 人	二、七〇五	二、八六五	二、七七七	二、八四三	二、七〇五	二、六六七	△	一三	△	一、六
勞 役 場 留 置 者	一三四	二二七	一八九	二六二	三四	一四〇	△	二	△	二、三
乳 兒	一六	二	四	一四	一六	二〇	△	二	△	六
總 計	四一、九〇〇	五、七〇九	五、五六一	四三、二二七	四三、九七〇	四五、五五三	△	一四七	△	二、四三六
男	一、三九五	三四	二四六	一、三七三	一、三九五	一、五二〇	△	三	△	一四七
女	四〇、五〇五	五、九三三	五、八八八	四二、四九〇	四二、六五	四三、〇三三	△	二五	△	二、五八三

備 考

内朝鮮人受刑者男二二人、刑事被告人男一八人、支人受刑者男三四人、刑事被告人六人、露人受刑者男二人、伊人受刑者男一人、葡人受刑者男一人アリ

省令通達 通達 實地 回答

第一條 少年ノ假出獄ニ付テハ本令ニ定ムルモノノ外一般ノ例ニ依ル

第二條 假出獄ノ許可アリタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ少年審判所ニ通知スヘシ

第三條 假出獄少年ヲ釋放スル場合ニ於テハ其ノ觀察ヲ爲スヘキ少年保護司又ハ保護司引受ケタル者ニ本人ヲ引渡スヘシ

第四條 假出獄少年ハ護票ニ記載セラレタル住居ノ地ニ到着ノ日ニ於テ護票ヲ少年保護司ニ呈示シテ認印ヲ受ケヘシ

天災疾病其ノ他ノ事故ニ因リ前項ノ規定ニ從フコト能ハサリシトキハ其ノ事由ヲ開示スヘシ

少年保護司前項ノ開示ヲ正當ナリト認メタルトキハ之ヲ護票ニ記載シテ認印ヲ爲スヘシ

第五條 少年保護司出獄少年ニ付少年法第六條第二項ノ規定ニ依リ保護處分ヲ爲ス必要アリト思料スルトキハ其ノ事由ヲ少年審判所ニ申述スヘシ

第六條 假出獄少年住居ヲ變更シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事由、行先地及旅行ノ日數ヲ明シ少年保護司ノ許可ヲ受ケヘシ

第七條 假出獄少年外國ニ旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事由、行先地及旅行日數ヲ記載シ少年審判所ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ受ケヘシ

少年審判所ノ事實ヲ調査シ意見ヲ附スヘシ

第八條 假出獄少年旅行地ヨリ住居ノ地ニ歸著シタルニキハ速ニ少年保護司ニ届出ツヘシ

第九條 假出獄ノ取消アリタルトキハ其ノ執行ヲ爲シタル刑務所ノ長ハ其ノ旨ヲ少年審判所ニ通知スヘシ

第十條 假出獄少年死亡シタルトキハ少年審判所ハ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報シ且護票ヲ交付シタル刑務所ニ通知スヘシ

附則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

少年審判所ノ管轄區域外ニ於テハ本令ニ定ムル少年審判所又ハ少年保護司ノ事務ハ刑務所又ハ司法大臣ノ指定シタル保護團體ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

●司法省令第三十三號

少年審判所用規則 (大正十一年十二月十八日 司法大臣 訓示)

第一條 少年審判所ノ命ニ依リ出頭シタル參

考人ニハ日當、旅費及止宿料ヲ支給ス

第二條 日當ハ出頭一度ニ付二圓以内ニ於テ小年審判所ノ之ヲ定ム但シ鑑定ヲ爲シタル參考人ノ日當ハ二圓以上十圓以内ニ於テ少年審判所ノ之ヲ定ム

第三條 鑑定ニ付特別ノ技能若ハ費用又ハ長時間ヲ要シタルトキハ日當ノ外別ニ少年審判所ノ相當ト認ムル金額ヲ支給スルコトヲ得

第四條 旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車賃又ハ船賃ニシテ少年審判所ノ相當ト認ムルモノニ依リ汽船ヲ通セザル水路ニ仕リテハ一海里毎ニ五錢其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ三十錢トス但シ一海里未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第五條 止宿料ハ一日五圓以内ニ於テ少年審判所ノ之ヲ定ム

第六條 前四條ニ規定シタル費用ハ終結處分前ニ請求スルニ非サレハ之ヲ支給セズ

第七條 少年審判所ノ附シタル附添人ニハ少年審判所相當ト認ムルトキハ參考人ニ準シ日當、旅費及止宿料ヲ給與スルコトヲ得

附則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●司法省令第三十四號
矯正院處遇規程 (大正十一年十二月十八日 司法大臣 訓示)

第一章 收容

第一條 少年ノ收容ハ當該官廳ノ送致書、委託書又ハ入院許可ノ裁判書ニ依ル

第二條 少年ヲ收容シタルトキハ送致又ハ委託書ヲ爲シタル官廳ニ通知スヘシ

第三條 入院者ニ付テハ各別ニ少年簿ヲ作り之ニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第四條 院長ハ入院者ニ對シ遵守事項及心得事項ヲ説示スヘシ

第五條 入院者ニ付テハ其ノ性行、境遇、經歷、學術技藝ノ程度、心身ノ狀況等身上ニ關スル事情ヲ精査シ其ノ結果ニ基キ居室及修習スヘキ學科、實科ノ種類、程度ヲ定ム

第六條 在院者ノ處遇ニ關シ必要ナル取調ヲ爲スニ付テハ少年審判所ニ補助ヲ求ムルコトヲ得

第二章 教導

第七條 院長ハ中學校及實業學校程度以下ノ學校ニ準シ課程及教科目ヲ定メ且教科用圖書ヲ選定シ司法大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第八條 院長ハ在院者ノ矯正ニ有益ナリト認ムルモノニ限リ教科外ノ圖書ヲ閱讀セシムルコトヲ得

第九條 休日ニハ在院者ヲ休養セシメ適當ト認ムル方法ニ依リ其ノ心身ノ修養、鍛練ニ力ムヘシ

第十條 祖父母又ハ父母病篤キトキハ在院者ヲシテ往訪セシムルコトヲ得

第十一條 祖父母又ハ父母死亡シタルトキハ三日間謹慎セシメ適當ト認ムル方法ニ依リ祭祀ヲ行ハシムルコトヲ得父母ノ祭日亦同

第十二條 一月一月、紀元節及天皇節祝日ニハ在院者ヲ參集セシメ左ノ順序ニ從ヒ式ヲ舉クヘシ

一職員及在院者「君カ代」ヲ合唱ス

一院長教育ニ關スル勅語ヲ奉讀シ其ノ義ヲ衍フ

一職員及在院者祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

第十三條 院長ハ學科及實科ノ成績證明書ヲ授與スルコトヲ得

第三章 賞罰

第十四條 院長ハ在院者ノ成績ニ鑑ミ左ニ掲

クル等級ノ褒賞ヲ與フルコトヲ得

一 褒狀

二 賞與

三 賞票

院長ハ賞票ニ付更ニ種別ヲ設クルコトヲ得

第十五條 院長ハ成績特ニ優良ナル在院者ニ對シ左ニ掲グル殊遇ヲ與フルコトヲ得

一 特ニ設ケタル居室器具其ノ他ノ設備ノ使用

一 組長其ノ他名譽トスル地位ノ授與

一定時又ハ臨時ノ外出

第十六條 在院者紀律ニ違背シタルトキハ院長ハ情狀ニ依リ左ニ掲グル懲戒ヲ行フコトヲ得

一 譴責

一 褒賞ノ剝奪

一 端座

一 直立

一 屏居

前項ノ懲戒ニ依リテハ其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ體罰ヲ行フコトヲ得

第十七條 懲戒ハ在院者ノ心身ノ狀況ニ注意シテ之ヲ行フヘシ

第四章 給養

前項ノ懲戒ニ依リテハ其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ體罰ヲ行フコトヲ得

第十七條 懲戒ハ在院者ノ心身ノ狀況ニ注意シテ之ヲ行フヘシ

第四章 給養

第十八條 在院者ニハ衣類、寢具、學用品及雜品ヲ交付ス

第十九條 院長ハ在院者一人ニ對シ貸與又ハ給與スヘキ物品ノ種目、員數及使用期間ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 貸與品又ハ給與品ニ付テハ其ノ區別ニ從ヒ貸與品簿又ハ給與品簿ニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第二十一條 在院者ノ食物ハ之ヲ給與ス院長ハ主食物ノ種類及分量ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十二條 大祭日、祝日其ノ他院長適當ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス特別ノ食物ヲ給與スルコトヲ得

第二十三條 自辨品ハ在院者ノ紀律、衛生ニ害ナキ限り其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第五章 衛生及診療

第二十四條 疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ヲ除クノ外入院者ヲ入浴セシメ健康診斷ヲ行フヘシ

第二十五條 居室、衣類、寢具等ハ在院者ヲシテ之ヲ整備セシムヘシ

第二十六條 在院者ニハ院長ノ定ムル所ニ依

リ理髮及入浴ヲ爲サシムヘシ

第二十七條 春秋二回在院者ノ體格検査ヲ行ヒ必要アルトキハ臨時健康診斷ヲ行フヘシ

第二十八條 傳染病發生シ又ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ預防ヲ嚴ニシ應急適切ナル處置ヲ爲スヘシ

第二十九條 傳染病發生シタルトキハ直ニ其ノ狀況ヲ司法大臣ニ申報スヘシ

第三十條 在院者ニハ疾病預防ノ爲必要ナル醫術ヲ行フヘシ

第三十一條 在院者重病ニ罹リタルトキハ直ニ其ノ旨委託ヲ爲シタル官廳、親權者、後見人、戶主其ノ他ノ保護者ニ通知スヘシ

第六章 面會及通信

第三十二條 在院者ハ院長ノ許可ヲ受ケ面會又ハ通信ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 面會ハ應接室ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第七章 領置

第三十四條 院長ハ在院者ノ所有品ヲ領置シ適當ト認ムルトキハ之ヲ其ノ親權者若ハ後見人ニ交付シ又ハ本人ヲシテ賣却其ノ他ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

領置スヘキ物品ノ本人立會ノ上其ノ種目及員數ヲ點檢シ領置品簿ニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第三十五條 在院者所有ノ金錢ハ本人立會ノ上其ノ金額ヲ計算シ本人ノ名ニ於テ郵便貯金ノ手續ヲ爲シ其ノ通報ハ院長之ヲ保管シ領置金簿ニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第三十六條 在院者ニ寄贈ノ申出ヲ爲ス者アルトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第三十七條 領置ノ金品ハ退院又ハ假退院其ノ他領置ノ必要ナキニ至リタルトキハ之ヲ還付シ但シ在院中ト雖モ必要アリト認ムルトキハ之ヲ在院者ニ交付スルコトヲ得

第八章 退院及假退院

第三十八條 院長ハ在院者ノ退院ノ許可ヲ求ムルニハ在院中ニ於ケル行狀及學科實科ノ成績ヲ表示シテ之ヲ爲スヘシ

第三十九條 在院者ノ假退院ノ許可ヲ求ムルニハ前條ニ定ムル事項ノ外假退院後遵守スヘキ條件及保護ヲ引受クヘキ適當ノ者アルトキハ其ノ氏名住居職業假退院者トノ關係保護ヲ引受クヘキ適當ノ者ナキトキハ其ノ事由ヲ表示スヘシ

第四十條 假退院ノ許可アリタルトキハ直ニ

假退院ノ日時ヲ定メ保護ヲ引受クヘキ者及住居ノ地ヲ管轄スル少年審判所ニ通知スヘシ

第四十一條 住所ノ地ヲ管轄スル少年審判所ハ觀察ヲ爲スヘキ少年保護司ヲ定メテ矯正院ニ通知スヘシ

第四十二條 院長ハ假退院ヲ許ス者ニ假退院證書ヲ授與シ遵守スヘキ條件ニ付指示シ保護ヲ引受クヘキ者又ハ少年保護司ニ引渡スヘシ

第四十三條 前條ノ引受ヲ爲シタルトキハ院長ハ之ヲ司法大臣ニ申報シ假退院ヲ許可シタル少年審判所ニ通知スヘシ

第四十四條 假退院者住居ニ到着シタルトキハ其ノ引渡ヲ受ケタル保護者ハ少年保護司ニ届出テ少年保護司ハ矯正院ニ通知スヘシ

第四十五條 少年審判所少年保護司ノ申出ニ依リ假退院者ノ行狀其ノ他ノ事由ニ因リ指定ノ條件ヲ變更スヘキ必要アリト認ムルトキハ其ノ條件ヲ變更スルコトヲ得

第四十六條 少年審判所假退院者ニ指定シタル條件ヲ變更シタルトキハ之ヲ矯正院ニ通知シ且新ナル條件ヲ文書ニ記載シ少年保護

司ヲシテ假退院者ニ交付セシムヘシ

少年保護司ハ條件ヲ變更ニ付必要ナル指示ヲ爲スヘシ

第四十七條 院長假退院ヲ取消シタルトキハ之ヲ少年保護司ニ通知スヘシ

少年保護司前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ入院ノ手續ヲ爲シ假退院證及前條ノ文書ヲ還納セシムヘシ

第四十八條 假退院者逃走又ハ死亡シセルトキハ保護司引受ケタル者ハ直ニ少年保護司ニ届出ツヘシ其ノ軍人軍屬ト爲リタルトキ亦同シ

第四十九條 少年保護司假退院者ニ逃走若ハ死亡シタルコト又ハ軍人軍屬ト爲リタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク矯正院ニ通知スヘシ

第五十條 退院又ハ假退院ヲ爲ス者ニハ事情ニ依リ貸與品ノ全部又ハ一部ヲ給與シ且歸往旅費又ハ相當ノ衣類ヲ給與スルコトヲ得

第五十一條 在院者ニ付處ノ取消又ハ變更アリタルトキハ前條ノ規定ニ準シ其ノ取扱ヲ爲スヘシ處分ノ効力ヲ失ヒタルトキ亦同

第九章 逃走及死亡

第五十二條 在院者逃走又ハ死亡シタルトキハ院長ハ直ニ之ヲ司法大臣ニ申報シ送致又ハ委託ヲ爲シタル官廳ニ通知スヘシ逃走者再ヒ入院シタルトキ亦同シ

第五十三條 在院者死亡シタルトキハ院長ハ死體ノ檢視其ノ他必要ナル處置ヲ爲スヘシ

第五十四條 院長ハ病名、死因及死亡ノ日時ヲ速ニ親權者、後見人、戶主其ノ他ノ保護者ニ通知シ死體ヲ引取ラシムヘシ

第五十五條 死體ノ引取人ナキトキハ院長ハ成規ノ手續ニ依リ之ヲ假葬シ死者ノ氏名及死亡ノ年月日ヲ記シタル墓標ヲ立ツヘシ

附則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●司法省告示第五十三號

矯正院官制第八條ニ依リ矯正院ノ位置及名稱ヲ定ムル件

名 稱

多摩少年院 東京府南多摩郡由井村

瀨遠少年院 大阪府三島郡春日村

(大正十一年十二月二十八日)

(司法大臣 岡野敬次郎)

省令訓令通牒質疑回答

司法省人庶第一〇九八號

(大正十一年十二月二十日)
司法大臣訓令

刑務所

大正九年九月司法省訓令第一號看守長特別任用ニ關スル實務考查及學術試驗規程中左ノ通改正ス

第一條 中「監獄官會議」ヲ「刑務官會議」ニ「典獄」ヲ「刑務所ノ長」ニ改ム

第二條 實務考查ノ結果其ト判定セラレタル者ニハ刑務所ノ長合格證書ヲ付與ス

第三條 中「判事、檢察、監獄事務官」ヲ「司法省高等官、判事、檢察」ニ改ム

第九條 學術試驗ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ授與ス

第十條 刑務官練習所ノ課程ヲ卒業シタル者ハ本令ニ依ル學術試驗ニ合格シタルモノトス

(様式)

合格證書

何刑務所看守 氏 名

生 年 月 日

看守長特別任用ニ關スル學術試驗ニ合格シタルコトヲ證ス

年月日

試驗委員長

官位勳等

試驗委員

官位勳等

試驗委員

官位勳等

氏 名

紙質鳥ノ寸子法ハ疊曲尺八寸五分幅曲尺一尺二寸

合格證書

何刑務所看守 氏 名

生 年 月 日

看守長特別任用ニ關スル實務考查ニ合格シタルコトヲ證ス

何刑務所長位勳 氏 名 印

紙質寸法同上

司法大臣官房保護課保第五〇六號

(大正十一年十二月十六日)
司法大臣官房保護課長 宮城長五郎

刑務所長宛

改役ノ狀ナキ釋放者ヲ收容保護スル場合ノ取扱方ニ關スル件並懸

釋放者改役ノ狀ナキ場合ト雖保護會ニ於テ收容保スルニ至リタルトキハ所在地警察官署ニ對シ釋放通知ヲ爲ササル向アルヤニ及問候處本年九月二十八日行甲第一、四二四號司法次官通牒ノ趣旨ハ改役ノ狀ナキ釋放者ニ對シテハ特別觀察ヲ爲スノ要アリト認メ警察官署ニ釋放通知ヲ發スヘシト爲スモノニシテ保護會ニ於テ保護ヲ加フルト否トニ因リ取扱チ區々ニ爲スコトヲ認容シタルモノニハ無之候尤モ改役ノ狀ナキ者ニテモ保護ヲ顯出タル時ハ之ニ必要ナル保護ヲ加フヘキハ勿論ナリト雖如此場合ニ於テハ所轄警察官署ニ對シ保護中ノ者ナル旨ヲ以テ一般ノ特別觀察者ト異リ觀察方法等相當緩和スヘキコトヲ交渉シ其ノ該解ヲ得ル様協議スルチ相當ト被思料候ニ付將來ハ右ニ依リ御取扱相成度尙保護會ヲシテ此ノ趣旨ヲ了解セシムル様可然御配慮相煩度候

司法省行刑局行丙第一八七五號

(大正十一年十二月五日)
司法省行刑局長

福島刑務所長宛

在監者被服増賃並雜具使用ノ件

客月十七日刑甲發第六一八號ヲ以テ標記申請

相成候處第一項ニ對シテハ左記ノ通り御取扱相成度而シテ第二項ハ腹部ノ如キ相當ノ被服ヲ以テ保温シ得ル部位ニ對シテ二腹巻ヲ貧與スルコトハ病者又ハ殊ニ腹部ノ抵抗力脆弱以外ノモノニ對シテハ身體ノ一部分ニ過剩ナル保温ニヨリ却テ不長ノ現象ヲ惹起スヘキ素因ヲ與フルモノナリト認メラレ候條御見合相成可然ト存候

追テ本體ニ付テハ本通牒ヲ以テ前々指令相成條御了知相成度候

左記

桶寒ノ季節ニ限リ監房衣ニハ長綿入長長單衣及襦袢短衣ノ併用ヲ許スコト

刑甲發第六一八號

大正十一年十一月十七日 福島刑務所長

司法大臣宛

在監者被服増賃並雜具使用ノ件ニ付申請十月十三日行甲第一五二六號御通牒ノ次第モ有之當所在監者ニ對シ後記ノ通り被服増賃並雜具使用ノ件御認可相成様致度候

記

一、極寒ノ季節ニ限リ監房衣ニハ長綿入長長衣長單衣及襦袢短衣ノ併用ヲ許スコト
二、腹巻ヲ貧與スルコト

省令訓令通牒質疑回答

但長曲尺二尺寸七、八寸位トシ少量ノ古綿ヲ入レ鉋止トス材料ハ衣類又ハ臥具ノ襪襪ヲ用ヒ殆ント經費ヲ要セス

行丙第二〇六一號 (大正十二年壹月八日)
宮城刑務所長宛

資格異動者ニ對スル作業費與金計算方ノ件回答

大正十一年十二月十九日宮發甲第四二四號標記ノ件後段意見ノ通ト存候

宮發甲第四二四號(宮城 刑務所長)

司法省行刑局長宛

資格移動者ニ對スル作業費與金計算方ノ件回答

請願作業ニ就業セル刑事被告人ニシテ資格異動ニヨリ引續キ懲役刑執行ニ移リタル者及懲役刑滿期引續キ勞務留置執行ニ移リタル者ニ對シテハ何レモ前後ヲ通シテ計算スヘキモノナルヤ又ハ資格異動毎ニ之レヲ打切り監獄法施行規則第七十條第一項第一號第二號ニ依リ計算スヘキモノニ無之哉右差懸リ疑義相生シ候ニ付何分ノ御指示相成度

行丙第三二號

(大正十二年一月十二日)
會計課長 行刑局長

大阪刑務所長宛

オルガン購入費途ノ件回答

一月九日刑甲發第一七號ヲ以テ標記ノ件ニ付御照會ノ趣了承右ノ御意見ノ通ニテ差支無之候

刑甲發第一七號 (大正十二年一月九日)
大阪刑務所長 杉野喜祐

司法省行刑局長

山岡萬之助殿

近藤三郎殿

當所拘禁者國歌合唱用具トシテオルガン購求致度在監人費ヨリ支出差支ナキ義ト存條得共聊力款義相生シ候ニ付至急何分ノ御指示相煩度

練習所卒業式

昨年九月十一日第十四回練習所を開所して以來授業も滞りなく終了したので、十二月十八日より三日間學術試験を執行し二十三日午後一時より五時まで山岡、宮城、清水、辻、正木、北島の諸講師によりて口述試験を舉行す、斯くて廿四日午前十時中より卒業式舉行せられ、北島理事開會を宣して山岡所長卒業

證書授與して訓示あり(別記参照)次いで司法大臣祝辭(三宅秘書課長代讀)講師總代秋山高三郎氏祝辭、來賓松井警察講習所長祝辭(速記は次號に掲載の答)、卒業生總代石井定助君の答辭ありて正午式を閉ちた。

式 辭 刑務官練習所長

今日は本練習所の修了式を舉行する譯でありまして、茲に閣下並に諸君の御來臨を得まして、茲に式を擧げることの出來まする次第は本練習所の洵に光榮と致す所であり、且つ修了者諸君に取りましては、非常に榮譽のこゝを考へますので、茲に練習所並に諸君に代りまして、私より來賓閣下諸君に深く御禮を申上げる譯であります。

此刑務の事に關しまする練習は明治廿三、四頃から始めまして、其後警察監獄學校といふ公な施設が成り、それより一轉して監獄官練習所となり、今年に至つて刑務官練習所と、斯の如くいろいろと變化致して來たのであります。併し當初の此練習所としては明治四十二年に練習所を開設して以來全く同一意義に於て存在して居る譯であり

まして、今回第十回の式を舉行する譯で、今日迄に業を了へたる所の者千十六名、之に此度六十八名を加へて千八十四名となつて、段々發達しつゝある譯であります。殊に今一つ逃べて置きたくないことは、今年に於ては高級練習所を始め起しまして、二十名程の者を養成致したものであります。ま

すれば茲に千百名以上の人をして刑務の知識を得せしめた譯であります。斯の如く益々此練習所が其目的に向つて進みつゝあり効果を擧げますることに就て、いろいろ之に關し申して述べべきことはありませうが、此際特に申して置きたいことは、講師諸君が常に御多用であるに拘らず、講義のことに至極御熱心に御精勵下さつたのであります。併し、此事が今日あるを致す所以であること信じ、此機會に於て私は厚く感謝の意を表したいのであります。

倍て此際業を了りました所の諸君に對して一言申したいのであります。諸君は練習所に入所以來日夜奮勵努力、大に研鑽に努められて、以て入所の目的を達することが出來、今日日出度證書を授與せられるに至つたといふことは、洵に諸君の爲に祝福

致すべきことでありませう。之に依つて諸君は一の資格と品位を有するに至つた譯であります。今後一層御勉強になつて、益々此効果を發揚するやうに致さなければならぬと思ふのであります。唯だ併し注意致して置きたいことは、此練習所に於ける學業なるものは、學問の種播きをしたといふこと

も外ならぬのでありますから、是が繁榮し成長致すといふことは今後大に諸君が努めなければならぬ譯であります。若し之を怠つたならば、其種子は芽を吹かず、成長をしないといふことになつてしまふのであります。此練習期間に於て大に御勉強になつたことを今後益々勉強を持續して行くといふことが所要であるのであります。若し一度其所に間隙が出來ましたならば、折角の練習といふことは直に後戻りをして、効果を失つてしまふやうになるのでありますからして、能く此點に御考慮になつて、此練習期間に於ける考を失はないやうにされむことを特に諸君に申し置きたいのであります。

それから尙申して置きたいことは、段々二十世紀に於ける世の中の進歩は行刑方面に

於ても影響を來たしまして、最近官制改正と共に、行刑法規、行刑制度に改革される所がありましたのであります。併し之尙繼續に過ぎませぬ譯であります。今後大に爲さなければならぬ所がある譯であります。此場合に於て新しき知識を以て此業務に携はられて、以て行刑の事業をして新刑法に副ふ所の發達することに諸君が御盡力になられむことを望みます。斯の如くにして始めて諸君が此練習された所の効果を眞に實際化する譯であります。唯だ學問をしたからと云つて、それで効果のあるものではななくて、之を實地に活用して始めて學問なるものが價値を此處に實現する譯でありますからして、其新しき學び得たる所を以て常に實際といふことに對して、一面に於ては研究を進め、一面に於ては實地に仕事をし、目的に向つて意義あらしめるさいふことに致したいのであります。唯だ昨日の如く事務を執る。今日は昨日の如しといふ風なことでありましたならば、決して進歩發達さぬといふことをするものではない。即ち日に日に新たなり、新しき考を有つて今日に向はなかつたならば、得て進歩といふこと

は望まれないのであります。それが即ち學問の大切なる所以であります。單純に實務から云つたならば、昨日爲し來つたことを行ふ外ないのであります。即ち學問に依つて一の知識を得て、之に依つて此事を別段にすることが出来る譯であります。どうぞ此學問と實際との關係に就ては更に大に考を置いて十分に實務に就いて學問の結果を擧げるやうに致したい。斯の如くにして諸君の望む所は練習所に於て研究したと同様な考を以て各業務に勵まれ、而して之を實地に應用して、學問の力さといふものを有効に致す、此事を諸君に希望する次第であります。

今日は閣下諸君の御來臨を得まして、斯の如くに式を擧げることが出來まして、非常に光榮の次第であります。茲に重ねて御禮を申して、之を以て式辭と致す譯であります。

講師總代祝辭

秋山司法省參事官

私は講師一同に代りまして、本日の諸君の芽出度き日を深く祝福致します。

讀習所卒業式

す。百萬の富を有して金殿玉樓の内に住みましても、莫家の陋屋とそこに差違はないのであります。唯速ふやうに見えるのは陋屋に居つて金殿玉樓を見た時の感でありませう。三井、岩崎の主人でも、幾ら金があつて一週に米を一俵食ふことは出来ない。矢張り吾々と同じやうに三杯しか食へない、東京中の甘い物を食歩いた所が身體の工合が悪ければ物が少しくまかない、健康なる状態に於ても餘れば飢えたる時の夢飯よりも尙まづいのであります。到底富貴の間學達の上に於て幸福は得られない。寧ろ名利の慾望を脱却したる所に幸福を得られるではなからうか、斯様に私は考へるのであります。能く此生の境を脱することが出来れば是が人間最も自由の状態であり、いふことを道を説く者が教へるのであります。生を最も強く希ひ、死を最も深く恐るる所に……人間を生死の外に立たせるといふことは非常に困難なことであらうと思ふ。是と同じやうに此名利、煩惱に囚はれて居る所の間が名利の外に立つといふことは亦非常に困難なことであるに相違ない。是は人にして生死を脱却し名利を脱却

することが出来れば蓋し聖人の域でありませう。併ながら吾々が幸福なるが如く感じ居る所の名利の……に幸福がない。吾々が求めんとする所のものが其所に無いと考へれば、どうかして此名利より脱却する途があるのではなからうか、さうして他の眞の幸福のある所に進むことが出来るのである。斯様な事を私は屢々考へるのであります。屢々私の頭を往來するのであります。どうして之に向つて進まうか、無論いふやうな工夫があるであらうと思ひます。極めて修養の足りない私が極めて卑近なことから之を考へつゝあるのであります。私は先づ私の一番先に感ずる所のものは此私であります。さうして私の内に一番に感ずる所のものは私の誇りであります。私の誇りを満足させたい、是が先づ極く近き幸福の全部でありますか、一部でありますか、幸福のある所ではないか、自分の誇りを満足させたいといふことはどうしたなら宜いか、蓋し私は意義あるやうに活きると、私の存在を價値あらしむる、有義なる生、悔ひなき死、こゝに幸福があるやうに私は

思ふのであります。何でも無い極く詰まらないことではありますが、私が在るといふことが何か意義がなければならぬ。どうしても、無くても宜いのだといふことでは満足出来ない。どうしてもあらしめなければならぬ。斯様な感をもつて世の中に活きて行く、相當に人生の難航路が續けて行けるやうに私は今感じつゝあるものであります。極く卑近な譬話のやうなことを申し上げて見ますといふ、茲に二人の老翁があらは田舎の百姓でありませうから私の頭には百姓の親爺が浮ぶのであります。一人の老翁は毎日雨が降つても照つても鎌を肩にして野に出出して居る。自分の畑の不毛の柴地を耕し起して居る。一人の翁は雨の降る日を選びまして矢張り鎌を肩にして野真に出で居る。さうして土の濡れたのを利用して自分の畑と隣人の畑との間に立ちま返して、斯の如くして二人の畑は同じやうに擴がつて行くのであります。併ながら諸君、此前の翁の畑の擴がる方と後の翁の畑の擴がり方と比べて見ると、後の翁の畑の擴がり方は如何でありませう。前の翁の方

讀習所卒業式

は畑にならない所が畑になつて擴がりつゝあるのであります。其所に翁の存在が値打附けられて居るのであります。後の翁の畑の殖えるのは一面に於て隣人の畑が滅すのであります。他人の眼より見ますれば全く増減がないのであります。其翁の存在が其所に「ゼロ」になつて居るのであります。私が自分の存在を有意義にしたい、自己ある爲に是だけのものが無いのさ違つて有るといふのは、此前の翁の如くあらんことを欲するといふは意義に過ぎない。

左様にして然らば貴様は幸福の途を辿りつゝあつて、一點其間に何も迷はず、利にも迷はず生を欲せず死を思はず活きつゝあるかと私に尋ねられますれば、私は今此處に然りと答へる勇氣を有たぬのであります。それだけの修養に到達して居らぬのであります。それから、諸君東とすれば先づ東に向かなければいかぬ。西に通はうとするならば先づ西に面しなければならぬ。私は諸君に御別れの辭として此方向、向き、此二字を諸君の頭に印して戴きたいと思ふのであります。無論私が生死、或は名利より脱却し得たりと申しませぬ。併ながら私は左

様な心掛けを持つて其方向に向いて居るといふことだけは断言し、憚らぬのであります。而して同時に諸君に其方向に向ふことを望むのであります。自分は一體どつちに向いてゐるのだ、西に向いて居るのか、東に向いて居るのかといふことが夢中でなく、確に西に向いて居る。西に歸らむとして居るのだから西に向いて居る。極めて卑近なやうなことであります。總ての人が西に歸らうとして必ず西に面して居るかどうか、西に歸るべきものが東に向いて顔に疲れた脚を引いて居る者があつてはな

いか、茲に於て人は常に願ひて自己の方向を正すといふ必要があると思ふのであります。洵に卑近なる御話であります。唯だ私が人から聞いたことでもなし、再物より學び得たる事でもなし、私が多忙の間に時々私の頭の中を往來する事、而して考は甚だ熱さないことでありませぬ。自分では誤まつて居らぬと考へる所の一節を甲上げて御別れの辭に代へた次第であります。終に臨みまして、今後諸君の向はれる所の方面に諸君の努力をせられること、而して

私が斯様な意味に於て私の頭に斯様な意味に於て幸福なるものが存するのでありますからして、私が諸君の幸福を祝福するのは諸君が試験を受けられて其成績が好いとか悪いとか、或る資格が得られるとか得られないとか、斯様な意味に於て諸君の幸福を祝するのではないのであります。諸君の御一同が短くはありますが、此數箇月の間極めて真面目に勉められました、其諸君の意義ある生活が送られた、其間諸君の存在を有意義にあらしめたことを御祝ひ致すのであります。願つて私は諸君の幸福を祝ぐ上に於て、諸君の御一同に對して甲乙がないのであります。全く同じ意義に於て御一同の幸福に對して祝福の辭を呈すること、出来るのであります。甚だ前後矛盾致して居りますが、唯今私の頭は非常に混亂して居りまして、思ふ事の十分の一も申上げられないやうな有様であります。何分にも御諒承を乞ひまして、之を以ちまして祝辭に代へる次第であります。

尙ほ卒業生五十四名修業生四名、教師師修業生十名の氏名は左の通りである。

講習所卒業式

卒業生氏名

石井定助(岡山)
井川信一(山口)
上野 豊(京都)
富永興一(宮崎)
本庄吉助(十勝)
中島宗平(清津)
森山新之助(大分)
山本 茂(和歌山)
金杉 濟(千葉)
野村金松(名古屋)
伊藤定次郎(水戸)
寺崎與太郎(金澤)
木村兵太郎(滋賀)
豊田淺一(豊多摩)
瀧澤五郎(長野)
野崎重雄(長野)
生田重徳(大阪)
夏目善太郎(長野)
楠 敏一(市谷)
田口竹治(鳥取)
今井新次郎(平壤)
毛利佐四郎(京城)

家石熊太郎(高松)
飯村清司(水戸)
石井季一(壺中)
守田五一(三池)
牧野 料(福岡)
高橋龜貴(高知)
磯波重雄(小倉)
清松易藏(佐賀)
水上友吉(富山)
福田申太郎(青森)
洪鐘 翁(大田)
島崎繁次郎(釜山)
城島房吉(木浦)
渡邊長次(福島)
黒崎善之輔(海州)
工藤安治(全州)
田中明雄(熊本)
高橋又兵衛(旭川)
淺川 幹吾(網走)
茂木嘉勝(果鴨)
星 榮輔(豊多摩)
秋谷仁三郎(横濱)
伊藤 亨(静岡)
諏訪定次郎(小倉)

修業生氏名

子島寅藏(浦和)
渡邊福藏(西大門)
伊勢田清次(神戸)
青柳勘次郎(宇都宮)
金 環(奉天)
谷口 龜(幸奈真)
吉岡重太郎(京都)
安 鍾(津京城)
小寺 幹(碓氷)
高 徳一(大邱)
高谷由太郎(函館)
柴田健吾(新義洲)
清水 潤(大邱)
西明龍(釜山)
杉山源正(釜山)
興隆 潤(平壤)
川島立尊(西大州)
古賀 静(西大州)
伊藤博俊(名古屋)
河野基孝(浦和)
瀬木對山(公州)
齋藤 正徳(宇都宮)

教誨師修業生

宮城控訴院管内刑務所
次席教誨師研究會概況

昨十一月二十六日より八日までの三日間
第一回宮城控訴院管内刑務所次席教誨師研究會
を大谷派本願寺の主催にて、仙臺市大谷派東
北別院内に開設せられた。出席者は左の通り
である。

宮城刑務所 教誨師 太田 界雄(本派)
仙臺支所 同 上野 覺雄(同)
福島刑務所 同 永尾 信英(大派)
若松支所 同 張崎 幸壽(同)
平 支所 同 藤内 結信(同)
山形刑務所 同 渡邊 惠彦(同)
米澤支所 同 井上 静一(同)
鶴岡支所 同 五十嵐顯道(曹洞宗)
酒田支所 同 前田 了風(大派)
盛岡少年刑務所 同 小林 實然(本派)
一ノ關支所 同 廣島 文雄(曹洞宗)
秋田刑務所 同 松永 義亮(大派)
大曲支所 同 藤庭 博道(同)
大館支所 同 警田 政丸(同)

青森刑務所 同 楠 正澄(本派)
弘前支所 同 楠 顯逸(同)
所の武田教務主任は終始會議に参加した。
司法省よりは辻書記官特に出張臨席せられ
大谷派本願寺より權藤教士第一部長事出張され、
和田宮城刑務所長も時々臨席された。研

第一日(十二月六日、水曜)

- 午前
一、開會の辭
二、寺務總長訓示(權藤幹事代理)
三、行刑局長訓示(辻書記官代讀)
四、來賓祝辭(和田刑務所長)
午後
一、辻司法書記官講演(二時間)
二、會議
第二日(七日、木曜)
午前
一、會議
二、懇談

二、榻橋宮城控訴院長講演(二時間)

第三日(八日、金曜)

- 午前 會議
午後
一、目學
(1) 仙臺市立職業紹介所
(2) 控訴院刑事法廷
(3) 宮城刑務所
二、懇談會
三、閉會の挨拶

右の中、山開行刑局長の訓示、本山詢問事
項、及各自提出の研究課題は左の如し。尙、
辻書記官の講演は「最近に於ける我國行刑制
度改正の狀況(附刑事司法上の立法)」を題し
各種改正の精神と方針との指示せられて、各
員に最新の基礎知識を附與するに充分であつ
た。榻橋控訴院長の講演は「刑罰の目的に關
する學說に就て」と題して、是亦刑罰觀念の
批判について、最近の學說を紹介せられ、各
自職務上の理論的根柢を築き上ぐるに頗る有
益であつた。

山岡局長訓示

本日並ニ第一回宮城控訴院管内刑務所次席
教誨師會同ヲ閉キ教誨事務ニ關スル所見ヲ

官廳控訴院管内刑務所次席教諭師研究會概況

據報スルノ機會ヲ得タルハ本官ノ欣幸トスル所ナリ
 抑モ教諭ノ事タル受刑者ノ精神ノ陶冶改善ヲ目的トスルモノニシテ彼ノ職業訓練身體ノ保持等ト共ニ行刑上最重要ナル地位ヲ占ムルモノニシテ教諭師ノ職務重且大ナルコト茲ニ多言ヲ要セサル所ナリトス
 行刑改良ノ改止ト共ニ官制ノ改正ヲ見ルニ至リ教諭師ノ待遇ノ如キモ從來委任官ノ最下ニ至レルハ内部ノ爲海ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ然レトモ之ト同時ニ當局ハ各位ニ對シテ特ニ留意ヲ請ハント欲スルモノアリ他ナシ各位ハ現下我國社會ノ情勢ニ鑑ミ教諭師ヲシテ最モ適切ニ且徹底ヲ期セラレタキコト是ナリ

惟フニ我國ハ世界戰爭ニ際シ經濟上頗ル有利ナル地位ニ在リタルノ結果經濟界ハ實ニ異常ナル發達膨脹ヲ遂クルニ至リタルモノ

度戰後ノ反動期ニ入ルハ經濟界ノ狀況自ニ險惡トナリ一方ニ於テ失業失職者ヲ續出セシメ他方ニ於テ弛緩セル人心ハ克ク戰後生活ノ窺厄ニ應スルコト能ハスシテ延テ節義ヲ保持シ得サルモノヲ頗出シ犯罪件數ノ如キモ今漸次増加ノ傾向ニアリ殊ニ最近是等勞働經濟等ノ社會問題ト錯綜シテ思想混亂ヲ醸成シ進テ社會秩序ヲ紛亂セントスルモノアルニ至ル等眞ニ憂懼ニ堪ヘサルモノアリトス

近時社會的ノ施爲著々改善セラレ立法行政ノ措置ト相須チテ是等社會秩序ノ維持救匡ニ努力シツテアルアリ乃チ犯罪者ノ匡正救濟ニ就テハ最モ津キ注意ヲ拂ヒ其精神ノ化學職業ノ訓練及生活ノ保護等ニ依リ社會同化ヲ促シ彼等ヲ徹底ノニ救済スルノ方策ヲ講シ眞ニ社會ノ改善社會秩序ノ維持ニ努メサルヘカラス昨年以來行刑法規ノ改正ヲ行ヒ行刑內容等ニ付テモ幾多ノ改良ヲ加ヘタルハ蓋シ是等ノ要求ヲ應ゼンカ爲ニ外ナラサルナリ而シテ當局ニ於テハ未タ之ヲ以テ足レリトモ更ニ進テ盛ニ設置セラレタル行刑制度調査會ノ審議ヲ待チテ行刑制度ノ根本的改正ヲ爲サムコトヲ期シツテアル

次第ナリ各位ニ於テモ深ク其趣旨ノ存スル所ヲ領會シ受刑者ノ精神化育並ニ其社會同化ノ上ニ於テ一層ノ努力ヲフランコトシ望ム次ニ少年法及矯正院法ハ本帝國國會ノ協賛ヲ經テ既ニ公布セラレ近ク是レ實施行テ見ルニ至ラントス近時刑事政策上少年ニ對シ特別ノ保護處分並ニ刑事處分ヲ行ヒ以テ不真行爲ノ防止ヲ講スル必妥ヲ認メ茲ニ少年法等ヲ制定スルニ至リタルモノニシテ其刑事處分ニ關シテハ刑法ニテモナラズ就中特別規定ヲ設ケタルモノハ鮮カナラズ就中不定期刑ノ制度ヲ採用シタルハ最モ注意ヲ要スル點ニシテ行刑ノ實際ニ當ル各位ニ於テモ克ク立法ノ精神ノ存スル所ヲ究メ此新立法ヲシテ善美ナル效果ヲ擧グルコトニ格段ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ望ム

本山格間事項
 一、社會時中集合教諭ノ教材ニ供スルニ付注意スヘキ要點如何
 二、獨居收容者ニ對スル教化上ノ用意如何
 三、迷信ヲ抱持セル受刑者ニ對スル如何ナル教化方法ヲ採ルベキヤ
 四、受刑者釋放後ニ於ケル教化方法如何
 一、教諭

官廳控訴院管内刑務所次席教諭師研究會

- 一、集合教諭ノ主旨ト一般處遇トノ連絡ヲ保ツ方法如何
- 二、休業日ニ於ケル集合教諭ノ回数ノ減セシチ補充スル爲メ如何ナル時間ヲ利用スルチ可トスルヤ
- 三、兇惡不良ナル受刑者ニ教諭ヲ徹底セシムル方法如何
- 四、活動寫眞ヲ教諭ニ利用スルニ當リ如何ナル用意ヲ必要トスルヤ
- 五、三大節ニ國歌ヲ合唱セシムル際樂器ヲ使用スルノ可否
- 七、集合教諭ニ於テ受刑者ニ對スル適切ナル稱呼如何
- 八、個人教諭チ人事相談所タルノ主旨ニ適應セシムル方法如何
- 九、個人教諭チ充分効果アラシムヘキ戒護者ノ位置如何
- 一〇、名稱變更ニ伴ヒ教諭ノ方法(語調)改良ヲ加フル點ナキカ
- 一一、人格尊重ノ意味ニ於テ在所者ノ處遇(語調ニ於ケル)ガ緩和サレシ結果増長心ヲ惹起スルヤノ虞アリ是ニ對スル教諭師ノ意見如何
- 一二、死刑確定者ニ對スル最モ有効ナル教諭

- 一三、分房訪問チ一層有効ナラシムル方法如何
- 二、教育
 - 一、少年刑務所以外ノ東北刑務所ニ於ケル教育ヲ統一スルノ可否
 - 二、十八歳以上ノ被教育ノ選定標準及教育時間、學科、使用帳簿チ一定シテハ如何
 - 三、單級教授法チ有効ナラシムル方法如何
 - 四、未成年受刑者ノ教育チ一層其境遇ニ適應セシムヘク改善ノ要ナキカ
 - 五、受刑者教育ニ付特別教科書ヲ編纂スル必要ナキカ若シアリトセバ其方法如何
 - 六、書籍ヲ看讀シ得ザル無教育者ノ教育ノ方法如何
- 三、圖書
 - 一、看讀用文圖書取扱ニ付最良ナル方法如何
 - 二、看讀用文圖書ヲ選定スル最良ナル方法如何
 - 三、文書教諭トシテ雜誌「人」ヲ貸與スル實際的方法如何
 - 四、筆紙墨紙石盤ヲ使用セシムル範圍如何

- 五、作業時間延長セラレ書籍看讀ノ時間減少セル爲メ修養書籍ノ看讀者少キ傾向アリ之レヲ救済スルノ方法如何
- 四、保護
 - 一、釋放者保護ノ思想ヲ普及センムル方法如何
 - 二、賞與金ヲ保管スル程度如何
 - 三、釋放者ノ賞與金ヲ保護會ヘ送附シ間接保護ヲ依頼スルコトヲ告知スル時ハ必ス苦情アリ保護會ト釋放者トノ瞭解ヲ得ル方法如何
 - 四、再犯ノ虞アル釋放者ニシテ適當ナル歸住地ナク而モ保護會ノ保護ヲ受ケルコトヲ絕對ニ希望セザル者ニ對シ如何ナル措置ヲ採ルチ可トスルヤ
 - 五、直接保護ニ關シ教諭師力其保護事務ニ直接干與スルノ可否
 - 六、假出獄者訪問ノ適當ナル方法如何
 - 七、在郷軍人受刑者ノ釋放後就職ニ關シ在郷軍人會ノ活動ヲ獎勵スルノ道ヲ講シテハ如何
 - 八、釋放時ノ保護審査ハ那邊ニ最モ注意ヲ要スルヤ

宮城控訴院内刑務所次席教諭師研究会

- 一〇、釋放者出迎人有りタル際本人モ同席ノ上面談スルノ可否
- 五、雜
- 一、受刑者ノ個性判別ニ一定ノ規範ヲ設ケル必要ナキカ
- 二、受刑者ノ性情ノ變化ヲ觀察スル方法如何
- 三、性向ト行狀トノ關係如何
- 四、満期釋放時ニ於ケル改換ノ有無ヲ鑑識スヘキ標準如何
- 五、最容時ニ教育程度ヲ調査スルノ標準如何
- 六、受刑者ノ子女ノ受持教員ナシテ受刑者ニ接見セシムルニ教化上有益ナリト雖モ亦弊害ヲ醸サザルヤ

以上ノ議題は到底短時間に研究議了する能はざるを以て別に審査の結果「教諭」の第四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三は本山路詢に併合「教育案」の第二、三、五案「圖書」の第四、五案「保護」の第一、五、七案「雜」の第三、五、六案を選択附議し、其他は懸談

行刑標語

送刑務所に於ては誠は新らしい試として本所及び支所職員中より行刑標語を募集したる處應募約三百五十章の多数に上り水上推考通藏氏舞鶴三宅中二氏及び當所長岡部常氏に審査を乞ひ去る十二月三日當所演武場に於て入選約六十章の發表を行ひ賞品を授與した、入選の數句を左に、

萬の機拳より誠の一言
公、正撃實は指導者のつとめ、
愛はすべてを征服す
罪を殺して人活す、
彼を信ぜよ欺かるゝな、
改換せよ初犯にて、
罪因感化は社會奉仕の極美なり、
威嚇と愛撫は何れも劇薬なり、
劍の方より愛の方、
同情は人を感化す、
彼の長所に注意せよ、

人から人へ、
愛せよ教へよ導けよ、
官服の釦を正せば獄衣の襟整ふ、
洗ひ清めよ性善、
入院の弟と思ふて愛しませう、
振りあげし拳は愛の結晶、
愛の機拳より先づ愛の教諭、
劍の行刑より徳の行刑、
塵しき中の現心、
己が身を修めてかゝれ行刑に、
弱點あれば權威なし、
我がまゝに生ひし野梅のつくりかへ、

小野木 踏み迷ふ人の手を引く雪路かな、
尾山 およ子と刑務所官吏すくひ上げるが身
初田 のつとめ、
千峰 静耕
石橋 静耕
赤心 (前略)
是松 本日獨逸の社會黨内閣は總て其政權に失敗
正光 して、内閣を投げ出し、跡登は資本家のハン
武光 プラガ、アメリカン、ライオン會社々長クノ
尾山 が政權を把るゝに相成候、御承知の通り過

さきは
湖舟
酒井
元持
前田
静耕
秋月
静耕
松本
平峰
春洋
月州
静耕

河邊氏伯林通信

殘し、今日は既に十二時を過ぎ、スチームも大分冷え、二重硝子窓より通つて来る寒風肌を刺しハムと思ふ様廻らざる故、今日は之にて獨筆致すべく候、終りに、松井氏は目下佛國に滞在、免因保護、裁判事務等を司察、次は佛國より伊太利に行き歸られんか、未定に候も、現在健全に御座候間御安心下され度候 (十一月十七日付、武田教諭師宛)

新年名刺交換會



日伊太利の社會主義内閣も倒れ、去十一月十五日英國の總選舉に社會労働黨は敗れ、保守派の大勝利となり成り、今や歐洲の天下は總て元に歸りたる感政候、所謂社會主義等は當地にては餘り問題にせず、戦後の經營に順々歩を進め居候、堅忍不拔の感ある倫敦より、戰勝のライオンに酔ひ狂ひたる巴里に到着して一驚を喫し、寒風吹き荒む暗黒の夜、小兒の饑に叫ぶ伯林に歸りて、更に一驚致候、戦争には敗れたくなしと、深く胸中に刻まれ申候詳細は歸朝後御話申上度存候も、獨英佛の行刑事務の大體を御参考の爲、ほんの一言申上候、素より書物統計等を参考とせず、實際私の目に映りたる直感のみ、有の儘述ぶるに過ぎず、其邊宜敷御了承を賜り度候、

教諭教育について、獨逸は前便申上候通り、革命後極端なる信教の自由を主張し、今や教壇を忘却したる結果、日曜日の教諭に出で、汚れたる精神を洗はんとするもの殆ど三人に過ぎ、從て一般囚人の顔付き不安の情に満ち、工場も殺氣充滿せる様感じ申候、之に反して英國は一週一度は必ず神に祈禱せしめ、亦在監者にして出征戦死せし者の靈牌等を教誨堂に恭しく安置し、咲き亂れたる花は

新聞を禁じたる由に御座候、其何故なるかを訊きしも、好き返答なかりしを遺憾に存候、英佛では新聞は許し居らざる様見受けられ候、書籍の取扱は尙ほ番紙制度に御座候、何れの刑務所も部数少くも、大體新刊物が多い事は我國のそれに比して大に異り居候、敷地、建築物、處遇、作業等に就き書き出せば際限なき故、これは歸朝後の御土産話に

歲暮改まる亥年の始、吉例に依りて本會は新年名刺交換會を開くこととなつた。時間費用其他あらゆる方面より考慮を費した結果、從來の式を改め、元日の午前十時より十二時までの間、會員諸君の自由御來會を求め、協會より粗酒肴を會員諸君に供し、那家の萬歳と會員並に協會の前途を祝福して日出度此式を閉することにした。

瑞雲祥霞 九重を罩めて國運益々隆昌なる

